

第500回（定例）福崎町議会会議録

令和3年12月16日（木）

午前9時30分開議

○令和3年12月16日、第500回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 14名

1番	三輪一朝	8番	宇崎壽幸
2番	石川治	9番	植岡茂和
3番	大塚記美代	10番	前川裕量
4番	吉高平記	11番	松岡秀人
5番	河嶋重一郎	12番	小林博
6番	牛尾雅一	13番	竹本繁夫
7番	富田昭市	14番	城谷英之

○欠席議員（なし）

○事務局より出席した職員

事務局 長 岩木秀人 主査 塩見浩幸

○説明のため出席した職員

町長	尾崎吉晴	副町長	近藤博之
教 育 長	高橋涉	公営企業管理者	福永聡
技 監	野邊正彦	会計管理者	小幡伸一
総務課長	尾崎俊也	企画財政課長	吉田利彦
税務課長	三木雅人	地域振興課長	成田邦造
住民生活課長	大塚久典	健康福祉課長	谷岡周和
農林振興課長	松岡伸泰	まちづくり課長	山下勝功
上下水道課長	橋本繁樹	学校教育課長	大塚謙一
社会教育課長	松田清彦		

○議事日程

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

第1 一般質問

第6号	2番	石川治	(1) 駅前の街路灯設置について
			(2) 市川の浚渫について
			(3) 市川右岸の護岸整備の取組み計画について
			(4) 青少年野外活動センターについて
第7号	10番	前川裕量	(1) 死亡後の行政手続き案内について
			(2) カーボンニュートラルの取組みについて
			(3) 審議会・委員会等組織運営の在り方について

- 第8号 1番 三輪一朝 (1) 令和4年度予算編成方針について  
(2) 兵庫県が令和4年4月制定予定としている「空家等活用促進特別区域に関する条例(案)」について
- 第9号 12番 小林博 (1) 教育問題について  
(2) 環境問題について  
(3) 農業施策について  
(4) 福祉施策について  
(5) 安全な町づくりについて

## 開 議

議 長 皆さん、おはようございます。  
ただいまから、本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員数は14名でございます。  
定足数に達しております。  
それでは、これより本日の日程に入ります。  
本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

### 日程第1 一般質問

議 長 日程第1は、一般質問であります。  
6番目の質問者は、石川治議員であります。  
質問の項目は  
1、駅前の街路灯設置について  
2、市川の浚渫について  
3、市川右岸の護岸整備の取組み計画について  
4、青少年野外活動センターについて  
以上、石川議員。

石川 治議員 皆様、おはようございます。議席番号2番、石川治でございます。早速ですが、議長の許可をいただき、通告書に沿いまして一般質問をさせていただきます。何とぞよろしく申し上げます。

まず第1点目、駅前の街路灯の設置についてお尋ねをいたします。

福崎駅から駅東駐車場までの間、毎日通勤・通学に利用をされております。以前は駅前商店街を通過していた人も、駅前商店街のかかりから北へとって、駅東駐車場前を経由して駅に向かうほうが若干近道になるようで、そのルートの利用者が増えてきています。しかしながら、駅から駅東駐車場までの間の街路灯がないため、特に冬場の日が沈んだ後の帰り道においては、女性が不安に思われております。暗くなった夜の帰り道には、遠回りとなりながらも、明るいほうのわざわざ駅前商店街を通過して帰られたりしています。

6月と10月に、まちづくり課長にお願いをしておりましたが、必要性も把握し、検討しているとのことではありますが、現在のところ、設置には至っておりません。この点について、よろしくお願いたします。

まちづくり課長 昨日も植岡議員のご質問においてもお答えさせていただきましたように、防犯灯の設置につきましては、近隣の方の了承も得ることができましたので、住

民生活課から業者のほうに設置依頼を行っているところでございます。ただ、設置時期についてですが、確認しましたところ、現在、電線、低圧受電ですね、その引込みについて調整中とのことでありまして、こちらの設置見込みにつきましては、令和4年の1月もしくは2月というふうにお聞きしております。

以上でございます。

石川 治議員 昨日もそういうふうにお聞きをしておるんですけども、その辺の調整を早くしていただきまして、できるだけ早い、この暗い時期の早い設置をお願いしたいと思います。

もともと福崎駅田原線というのがあの通りに今度かかりますので、その開通後、何かこの福崎らしいすばらしいモニュメントが設置されるのかなど。そのモニュメントの街路灯でも設置をされるのかなど思ったりもしておりましたが、取りあえずの防犯灯ができるということで、時期が少しずれるにいたしましても、とにかく一つでも町民の願いがかなうということについてはうれしく思います。ありがとうございます。

それから、次に、2番の市川の浚渫についてお尋ねをいたします。

県土木の市川浚渫計画につきましては、南の姫路市から順に北上してくると聞いておりましたので、福崎町では月見橋付近までは浚渫計画に入っているものと思っておりましたが、10月の新町区における行政懇談会でも、七種川との合流付近までということでありました。

現在、神崎橋の下辺りは水深30センチほどになってしまっております。昔は水深も3メートル近くあり、神崎橋の橋脚から飛び込みもしていたと聞いております。これだけ浅くなっている川床の水深確保のための浚渫について、県の浚渫計画以上については望まないのでしょうか。

よろしく申し上げます。

まちづくり課長 ただいま議員がご指摘されました市川の計画、こちらは河川法に基づき県が策定しております市川水系河川整備計画のことだと思われまして。この河川整備計画でございますが、当面の間の河川整備の目標、河川改修をどの区間で行うか、また、どのような維持管理を行うかを定めているものでございまして、平成22年に策定されました現在の計画でございますが、こちらは計画期間をおおむね30年程度として、市川の河口から現在の砥堀の生野橋、こちらまでをおおむね30年に一度の洪水に対応した河川改修を行うということになってございます。

この河川改修区間以外での箇所につきましては、適切な維持管理の一環といたしまして、ただいま言われました浚渫、それから小規模な護岸工事、こちらは実施されることとなっております。

この浚渫などの施工箇所についてですが、県が市川全体、こちらを見た上で、それぞれ優先順位の高いところをピックアップして、そこをピンポイントで実施しているという現状がございます。今年度、県が、今言われました神崎橋の直下ではなく、七種川との合流付近を浚渫しますのは、これらの考えによるものとなっております。

浚渫や伐木などの要望でございますが、これは町長のほうも毎年度、県のほうに申し入れております。例えば令和元年では七種川の浚渫もしていただきましたし、それ以前には、市川におきましては伐木除去なども行っていただいております。

今後も引き続きまして、県に対して、その市川を含む二級河川全体について、堆積土砂の浚渫などの適切な維持管理は強く要望していきたいというふうにと

えております。

石川 治議員 広報の12月号にも町長コラムに国への河川事業要望をしてきたとありますが、この市川は二級河川でありますので、県事業でできない部分を、これを国に要望をしてもどうなのでしょう、難しいのでしょうか。町長、よろしく願いします。

町 長 これはですね、もともと浚渫事業というのがなかなか国庫にのりにくいという中で、私どもその要望活動をいろいろしてきたんですけれども、浚渫整備事業債という仕組みが、令和3年だったと思うんですが、それができたんですね、そういう仕組みが。それはどういう仕組みかといいますと、起債事業で河川の浚渫ができる、そして、交付税で7割返ってくるということで、実質3割負担で河川の浚渫ができるといったような仕組みができました。そのことについては、福崎町だけが言っているわけじゃないんですが、市町村の国への要望活動が、国のほうにおいても伝わってきたということだろうと思っております。

今、気候変動の影響で、台風が大型化、それから集中豪雨がたくさん起こっております。河川整備計画に基づいて河川の改修がなされているんですが、なかなかやっぱり下流側からということで、なかなか中流部の福崎町まではまだまだ時間がかかるといった中で、この浚渫事業というのは大切だということを力いっぱい国のほうにも要望してきました。それが取り上げていただいて、そういう仕組みができたものと思っております。

石川 治議員 ありがとうございます。この今年度から起債で河川の改修ができるというようなどころではあるんですけれども、となったら、また町の負担がかなりかかってくるんですよね。全額とまでも言わずとも、県とか国の補助で何とかその辺がかなりの部分ができるような、そういうところもまた検討もしていただいたらと思います。

町 長 市川、それから七種川は県河川ですので、これは県事業でやっていただいて、県の実質3割負担で浚渫ができるということでありまして、令和3年度事業、町河川もこの浚渫事業を行うということで、町河川の3河川も予算を置いて、もう執行をさせていただいているところでございます。

石川 治議員 ありがとうございます。そしてまた、よろしく願いします。

関連するんですけれども、3点目の質問に移らせていただきます。

市川右岸の護岸整備の取組計画についてお尋ねをいたします。

市川右岸における神崎橋から南に向けた新町リバーサイドタウンまでの堤防の増設計画というものはあるのでしょうか。今後、50年に一度とか、100年に一度とか言われるような豪雨災害が出た場合、数年前にも夜間に生野ダムの緊急放流があったときなど、かなり緊迫したときがありました。市川左岸においては河岸段丘となっているため、同様に堤防がなくとも心配が少ないのかもしれませんが、川西地区においては、決壊すればかなりの範囲に及ぶ相当な被害が懸念されます。市川河川公園までで途切れている護岸整備ですが、公園より南における護岸整備の取組計画はあるのでしょうか。

まちづくり課長 こちらにつきまして、結論から言わせていただきますと、現時点での公式の取組計画といったものはございません。市川の河川整備ですが、先ほども述べましたように、県が策定いたします市川水系の河川整備計画、こちらに基づき行われることになっております。

平成22年に策定されました現在の計画ですが、先ほどと同様になるんですが、計画期間はおおむね30年程度として、市川の河口から砥堀の生野橋辺りまでをおおむね30年に一度の洪水に対応した河川改修を行うとなっております。

その上流域であります市川河川公園から南に関してですが、護岸整備などの具体的な河川改修計画につきましては、今後、河川整備計画の見直しが行われますので、その際に検討されるものであるというふうに考えております。

先月ですが、町長が全国の市町とともに、治水事業促進の全国大会、こちらに出席しまして、それらの要望活動を行ってきたところではございますが、今後も国・県に対しましては、河川改修の早期の進捗、こちらを図っていただけるように、強く要望は続けていきたいというふうに考えております。

石川 治議員 その取組のところなんですけれども、ずっと以前には新町の天満宮付近から新町の墓地辺りまで、これは霞堤として、新町区の田んぼを下流の洪水を防ぐための遊水池としての役割を、洪水の調節機能を考えられるというふうな話も誰かから、昔のお年寄りからと思うんですけれども、聞いたことがあるんです。霞堤が全国的に広まっていたのは明治時代の話であって、その頃はまだ新町でもかなりの田んぼがありました。ただ、しかし、現在の市街化区域として、どこでも宅地となる新町区においては、そのような話は全く、今の時点ではもう当てはまりません。豪雨災害時に大きな氾濫被害を出さないためにも、早急に県土木なり国なりに、護岸整備の取組と良好な河川環境の創出を強く要望したいと思います。

まちづくり課長 もう議員おっしゃられますとおりでございます。町といたしましても、強い要望はしていきたいというふうに考えています。ただ、河川ですので、下流からというのがやはり原則とはなっておりません。今、県のほうも計画を持って、計画よりも早いスピードで砥堀の辺りまで来ているというふうにお聞きしておりますので、それらも合わせまして、先ほども申し上げましたように、少しでも早い河川改修の進捗を図っていただけるように、これからも強く要望は続けていきたいと思います。

石川 治議員 先ほど課長もおっしゃられたように、河川改修の原則というのは、まずは下流からということで、下流部を守るために上流部の河川改修が棚上げにされるようなことも聞いたことがあります。市川中流域である福崎町の堤防強化の対策を講じるためにも、国、県への要望について、これについては強く望みます。また今後ともよろしく願いをいたします。

次に、4点目に移ります。

青少年野外活動センターについてお尋ねをいたします。

昨今のコロナ禍におけるアウトドアブームにより、手軽に楽しめるキャンプに人気が出てきています。特に町内では青少年野外活動センターが例年にはなく秋までにぎわいを見せ、土日は常にテントを見るという状況でありました。

しかしながら、テントサイトについては、昔ながらのロジックテント用の正方形の板張りとなっているため、最近のツールームテント等、大型テントを持参されている利用者については、現状のテントサイトではテントも張れないため、広場入口付近等、グラウンドに直接張っているところもうかがえました。

今後も、このアウトドアブームが続くと見て、板張りテントサイトの更新について、どのように考えていくのでしょうか。

よろしく申し上げます。

社会教育課長 ウッドデッキのテントサイトは、床の凹凸や小石などがなく、水はけもよいため、初心者には利用しやすいとされています。しかし、ペグ打ちを楽しみにされている方や、ツールームテントの利用者などにはデメリットとなることから、多目的広場の周辺部を利用いただいている状況です。

今後につきましても、施設の設置目的である野外活動を通じて青少年の健全な

育成を図るとともに、住民研修の場であることを踏まえ、現在の利用状況を継続したいと考えています。

石川 治議員 そのウッドデッキなんですから、ツールームテントでも、その種類によってはウッドデッキを使うこともできるというふうなこともお聞きしとんです。というのには、何か金具だけ、それに合った金具を用意していただければ、ツールームテントが張れるという種類もあるそうなんです。ですから、そういったところももう少し利用者さんのお声も聞きながら、生かせる部分は生かして、もう少し広いウッドデッキを作るといような更新をする部分についても、それはそれで対応していただけたら、特に天気の悪いときにべたべたなこのグラウンドにテントを張るようなことのないように、そういったところの改善を要望したいんですけれども、その辺は考えることはできませんでしょうか。

社会教育課長 ご指摘いただきました部分等につきましても、更新の際には考慮に入れながら、この施設がいろんな形で利用いただけるような形で取組を考えていきたいと思えます。

石川 治議員 よろしくお願ひします。

それから、次に、冬場の青少年野外活動センターの利用促進について、数年前には山小屋にこたつを設置していただきました。これはこれで少しの利用促進にはなったと思いますが、まだまだ冬場にこの山小屋を利用するには寒過ぎるため、利用促進にはなっておりません。そこで、山小屋にエアコンがあれば活用されるのではないかと思われませんが、設置について、どのようにお考えでしょうか。

社会教育課長 先ほども申しあげました施設の設置目的に沿って、安価に利用いただくためには、現在の利用状況が好ましいのではないかとこのように考えているところです。

石川 治議員 いや、その安価に利用ということだけではなく、もっと利用促進というのを考えるという点についてはどうなのでしょうね。

前に教育委員をさせていただいておりました折には、毎年のその利用状況というのを上げられていましたので、それを見ましたら、今年はこんだけ減りましたよ、こんだけ増えましたよ、でも、収入はこれだけですよという、そういう表はずっと見せていただいていたんですけれども、それについて、どのようにしたらもっと利用者が増えるか、そういったところを考えていきますと、私が今申しあげたように、エアコンの設置、それについて電気代がかかるかもしれませんが、その分については、また利用料で調節をすれば、また利用向上にはつながるんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

社会教育課長 エアコンを設置いたしまして、利用者の方が夏にクーラーをかけて宿泊いただく。また、冬場には暖房をかけて宿泊いただくというようなところが、本来のこの野外活動を通じて青少年の健全な育成を図ること、また、住民研修の場になることになるのかどうかというふうな、目的に沿ったものになるかどうかというような検討も含めまして、そのあたり、設置に向けて、また、利用者負担がどの程度になるのか、そういった部分も勘案しながら検討させていただきたいと考えています。

石川 治議員 数年前に教育委員会の中で私が話をしたときには、このエアコンの話をしたときに、いやいや、今はちょっと福小の長寿命化の改修計画があって、とても教育委員会のほうにその金が回ってこないから、今、そのエアコンの話をするのは待つてほしいというようなこともあったんですけれども、長寿命化計画が軌道に乗りまして、取りあえず福崎小学校北校舎の改修が終わりました。ちょう

どこの機会的には、今のこのタイミングで予算を要望していただけるというのが、時期的にはいいんじゃないかと思ったんですけれども、いかがでしょう。

社会教育課長 財政のほうからは、財政的にも厳しい時期であるというような指示をいただいております。また、設置につきましては、山小屋自体が200平米余りの施設でありますので、大型のエアコン3台程度が必要になるのかなというふうな形では検討をさせていただきます。ただ、かなり建物の高さが高いというような部分もありますし、冬場の利用者が非常に少ないというような部分もあります。電気代の負担がどの程度になるのか、例えばその空調費を負担していただくことで、かえって、利用者の減少につながらないのか、そういった部分も含めまして、検討をさせていただきたいというふうに思います。

石川 治議員 エアコンがないから利用が少ないんじゃないかなというふうな考えで申し上げておまして、利用が少ないから、エアコンをつけても、そんなに利用促進にならないんじゃないかというんじゃないかに、今のその冬場の対策をどうするか、利用促進をどうするかというところから見たら、取りあえずエアコンで様子を見たいなというのがあるんですけれども、その辺につきましても、今後、いろいろと検討をいただきまして、すばらしい施設になりますように、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 以上で、石川治議員の一般質問を終わります。

次、7番目の質問者は、前川裕量議員であります。

質問の項目は

- 1、死亡後の行政手続き案内について
- 2、カーボンニュートラルの取り組みについて
- 3、審議会・委員会等組織運営の在り方について

以上、前川議員。

前川裕量議員 皆さん、おはようございます。議席番号10番、前川裕量でございます。議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、死亡後の行政手続き案内について、質問をさせていただきます。

例えば高齢者世帯、老老介護世帯と言われる家で世帯主が亡くなられたとき、残された方が、その後、いろいろな手続きをしに何度も役場に出向かなければならず、大変な負担になっております。健康保険証、介護保険証等の返還、水道代の名義変更、相続手続きなど、様々な手続きがあり、そのために必要なものが何か分からず、何度も出直さなければならないこともあるようです。

以前、私が実家の手伝いで法事のお参りに行ったとき、その家のおばあちゃんから、お父ちゃんが死んで、葬式や法事よりも役場や銀行の手続のほうが大変や。これから土地や家や、まだぎょうさん書類やらあるらしい。私はよう分からん。どないしたらええんやろうなどと困られていました。

行政手続に不慣れな方は、何をどのようにすればいいか分からず、そこで、そのような方に、より分かりやすく、より丁寧に、いつ、どこで、何が必要かを示した手引書のようなパンフレットは作成ができないか。そのパンフレットを見れば、どのような手続があり、そのために必要なものは何か、また、町行政だけではなく、登記変更するにはどこに行けばよいのか、そのほか、金融機関の手続など、モデル的なものなどを記載した総合案内が必要かと考えます。

そこで、質問であります。

まず、死亡届が出されたその後、どのような手続があるか、お教えてください。まずは福崎町にとって必要な手続をお教えてください。

住民生活課長 亡くなられた後の役場での手続は、健康保険証の返却、介護保険証の返却、水道の名義等の変更、あと税関係の変更等、大変広い範囲にわたっております。

前川裕量議員 そのほか、例えば町行政以外で、何か必要書類、町に取りに来なければならないような行政手続等は何かありますか。

住民生活課長 住民生活課では死亡後の手続の案内というチラシを作成しまして、死亡届を持って来庁された方にお渡ししています。その案内では、役場で必要となる手続について、関係各課と調整して15の項目について、できるだけ分かりやすく説明したものでありまして、銀行ですとか、そちらのほうの手続はそのチラシには入っておりません。

前川裕量議員 次、ちょっと聞こうと思ってたんですけど、この福崎町でこういったサービス案内がされているのかなというのでも聞こうと思ってたんですが、今、福崎では、死亡届を出されたときに、1枚の何か案内的な書類を渡されるということでしょうか。

それでは、次に、全ての手続を終えるために、平均的に何回ぐらい来所されているか分かりますでしょうか。

住民生活課長 ご遺族が手続に来庁されると、住民生活課で全ての手続を案内しまして、各課担当が入れ替わり手続を行って、ご遺族にできるだけ負担のないよう、ワンストップでの対応をさせていただいております。

それで、案内に記載しております必要書類を全てお持ちいただいた場合は1回で終わりますが、不足の場合は再度来庁していただくこともございます。

また、役場での手続以外に、任意で加入されている保険や銀行の手続、また、相続の手続等、亡くなられた方の状況によって、様々な手続が発生します。住民生活課で確認できる範囲では、戸籍謄本等を取得されるために、その後も来庁されている方が多いと思います。

前川裕量議員 最初に死亡届を出しに来られる方はね、世帯主ということはずほとんどないんですよ。そこの息子さんであったり、また、村によっては、その地域の隣保の役員さんが死亡届を出されると。そのときに1枚だけの紙をもらっても、葬式の後、どこへ行ったか分からないという人が多いんです。そういったことも含めて、また、来所、何回も何回も行かないといけないと言われる方も多く聞いております。

そこで、この行政手続に不慣れな方が、より分かりやすく、より丁寧に、いつでも、どこでも、何が必要か示した手引きのようなパンフレット、そのパンフレットを見れば、どのような手続があり、そのために必要なものは何か、また、町行政だけではなく、登記変更、姫路の法務局に行く、そのためには、またそこに必要な書類、町に取りに来ないといけないと。そして、金融機関など、これは相手によって必要書類が違ってきますが、そのモデル的なようなものを記載していただいて、またその中に、金融機関によって必要書類が違いますので、まずは金融機関にお問い合わせの上、また来所してください。これ、戸籍謄本であったり、いろいろ必要になってきます。そういったことを案内したモデル的なものを記載して、そして、総合的案内ができる総合案内パンフレットを作成するのはいかがでしょうか。

住民生活課長 例えば、戸籍謄本が必要な場合でもいろいろなケースがございます。死亡の記載のある戸籍謄本のみが必要である場合、亡くなられた方の出生から死亡まで、全ての戸籍謄本が必要である場合、届出人と亡くなられた方の関係が分かる戸籍謄本が必要な場合等がございます。中には戸籍の原本でなく、コピーの提出で可とする場合もあるようです。銀行の口座解約の手続一つとっても、手続を

する銀行によって必要書類も異なります。ですので、役場以外の手続について、必要な書類を限定してご案内することは難しいのではないかと考えております。しかし、例示することはできるとお思いますので、先進的な市町の事例も研究してみたいと思っております、より分かりやすい案内にしていきたいと考えております。

前川裕量議員　そこで、パンフレットの作成をしていただけないかなという質問なんですけども、どうでしょうか。

住民生活課長　前向きに検討したいと思えます。

前川裕量議員　ぜひとも進めていただきたい。行政に慣れた方は当たり前のことかもしれませんが、初めてされる方がほとんどです。そういったときに、悩み、戸惑う方が多くいらっしゃると思います。町民に優しい行政であってほしい。そういう思いでこの質問をさせていただいています。どうか前向きな姿勢で取り組んでいただいて、一日も早い、そういった、ちょっと大きめのやつを作っていたら助かるんです。これな、おばあちゃん、後で手続するんやでって、どこかに置いとける。紙1枚だけだったら、葬式の後やったら、もうどこへ行ってもたか分からへんと。そういったものでなしに、ちょっとしっかりしたものをお願いしておきたいと思えます。

それでは、次の質問に移ります。

カーボンニュートラルの取組についてであります。

カーボンニュートラルという言葉が最近よく聞くようになりました。先日の議員の一般質問の中でも、そういったカーボンニュートラルの説明があったと思いますが、今、カーボンニュートラルは、現在、国が強く進めている中、当町の取組、考え方について、まずお聞きしたいと思います。

カーボンニュートラルの推進は、日本政府のみならず、世界的問題、課題とされています。そして、地方自治体にも求められる現在、当町では、今後、どのような取組を検討しているのか。また、住民の方々にどのように周知、進めていかれるのかも課題と思われまます。カーボンニュートラル推進について、町長はどのようなお考えをお持ちでしょうか、お聞かせください。

町長　私は、今年の3月議会の冒頭の挨拶の中でも、グリーン社会の実現と2050年カーボンニュートラルについて触れさせていただきました。近年の集中豪雨の頻発化、台風の大型化の大きな原因は、温室効果ガスによる地球温暖化によるものは疑いがないというふうに思っております。温室効果ガスの排出を全体としてゼロとし、将来の子どもたちに住みよい環境を残していくことは、現在を生きる私たちの責務であると、このように思っております。

前川裕量議員　それでは、そういった町長のお考えの中で、カーボンニュートラルの当町の取組の現在、どのようなことをされているのか、お教えてください。

住民生活課長　カーボンニュートラルの取組としましては、公用車の電気自動車の導入、エコカーへの切替え、また、毎週水曜日の定時退庁運動等を行っております。

また、健康福祉課では、NPO法人フードバンクはりまと連携して、家庭で余っている食品等の寄附を受け、困窮者の支援にもつなげております。

学校教育課では、現在取り組んでおります学校長寿命化改修におきまして、改修工事にかかる学校から順次太陽光発電設備を設置していくこととしております。

庁舎内では、決裁の電子化、会議資料のデジタル化を推進し、ペーパーレス化を図り、全庁的な廃棄物の削減にも取り組んでおります。

前川裕量議員　多く取り組まれているということだと思いますが、私は、カーボンニュートラ

ルを進める上で住民の方への周知も不可欠と考えます。町行政が率先して取り組んでいることを知っていただくために、その一環として、ラッピングカーを走らせてはと提案いたします。

今、国土交通省が進めている、地域交通グリーン化事業の一つである超小型モビリティというものがあります。これを利用してはと思います。超小型モビリティは原付二輪車と軽自動車の中に位置づけられ、1人から2人乗りの自動車で、コンパクトで小回りが利くことから、これまでの車の使い方を補完するものとして期待されています。超小型モビリティの特徴は、小回りが利くということ以外にも、環境性能に優れている点があります。小型モビリティの多くは電気自動車であり、軽い車両重量との組合せにより、走行時の消費エネルギーが少ないものが特徴です。その消費エネルギーは普通ガソリン車の6分の1程度と言われております。国土交通省の資料によると、日本のCO<sub>2</sub>排出量のうち、運輸部門からの排出量が約20%を占め、このうち、自家用車が半数近くを占めているようです。

また、地域交通における自動車利用の実態として、自動車による移動距離は10キロ以内が約7割を占め、乗車人数2人以下が9割以上を占めているとし、利用実態に合ったモビリティに対する潜在的需要が存在する可能性から、超小型モビリティの利点が挙げられております。

そして、町職員の方々の業務を見てみますと、町内の至るところに出向き、そして、業務を行っています。そういった中に自動車運転の得意でない方もいらっしゃると思います。そして、町内は大変狭い道もたくさんある中、職員が少しでも安心して運転ができる超小型モビリティの導入は有意義と考えます。また、土日など観光交流センターに設置し、一日レンタカーにするなど、観光資源にすることもできると考えます。

そこで、質問であります。

まず、町職員の公務中の自動車による事故、これはどれぐらい発生していますか。また、どのような事故が多いのか、お教えてください。

会計管理者 お答えします。

令和3年度における職員が公用車を運転中に起こした事故は3件でございます。内容は、車両後退時に後ろ側をぶつけたものが2件、脱輪してドアミラーを破損させたものが1件でございます。

前川裕量議員 私も総務文教のときにはそういった報告をよく聞いておりました。その中で、今言われたような後退時にぶつけた、脱輪した。また、区長文書の配付ということで、いろいろ各地区、特に新しい新人職員さんに関しては、町内の道を覚えていただくために回っているんだというふうにも聞いたことがあります。そういった中で、よく村の中でこすったよという話を聞いております。そういった意味では、まだまだそういった事故が多いのかなと思います。

次に、町職員の公務での自動車利用で、町内と町外の利用割合は分かりますでしょうか。

会計管理者 出納室で管理しております集中管理車21台ございまして、そのうち、原付とダンプを除く19台の1年間の利用状況を調べました。利用件数の8割ほどが町内利用でございました。

前川裕量議員 先ほどの国土交通省の資料、自動車による距離が10キロが約7割というのと、もうほぼほぼ変わらないのかなと。多分その中で乗車定員も2名程度というのが9割近いんじゃないかなというふうに思います。

今回、その小型モビリティというのは、基本的に高速は乗れないんですね。あ

くまでも下道だけということで、そういった意味では、町職員の方が利用するには一番適しているのではないかなというふうに思います。

そこで、このカーボンニュートラルの推進と職員さんへの負担軽減を、さらには観光利用として一日レンタルとして、地域交通グリーン化事業のこの超小型モビリティの活用をしてはどうかと思うんですけど、購入をしてはどうかと思いますが、どうでしょうか。

会計管理者 一般的に職員が広く利用する公用車、集中管理車の管理につきましては、出納室が行っておりますので、回答させていただきます。

質問議員も言われましたとおり、町内には狭い道路も多くあり、職員の運転技術の未熟さからの事故等も起こっておると思います。そういった観点も含めまして、超小型モビリティ車の公用車への導入のご提言でございますが、現在、公用車の中には機動力や狭い道を走りやすいという点において秀でている原付バイクが1台ございます。しかしながら、ほぼ職員の利用がないような状況でございます。公用車、集中管理車の中に超小型モビリティ車両を1台導入したといたしましても、例えばふだんから乗り慣れてない車を職員が積極的に利用されるかという問題、そうなりますと、せっかく導入したものの、利用されない状態となり、費用対効果が十分発揮できない。そのような問題も出てこようかと考えます。また、乗り慣れていないゆえの事故等の発生も危惧されるところでございます。

しかしながら、質問議員がご提言のカーボンニュートラルについては、地方公共団体も取り組んでいかなければならない命題だとは考えておりますので、今後、導入する公用車、集中管理車につきましても、それらを考慮した配備にしていきたいと考えております。

前川裕量議員 一日レンタルの利用としてはどうでしょうかね。これ、購入してはと思うんですけど。

地域振興課長 ご提案ありがとうございます。観光面、観光交流センターに設置するということでございますけれども、例えば神河町では、超小型モビリティ車をカーミン号として、観光案内所に3台導入されております。観光の足として利用されていると聞いています。

しかし、本町では交通量も多く、走行すること自体、危険かなとは考えております。町内の観光周遊はレンタサイクルで楽しんでいたらいらっしゃると思っております。

前川裕量議員 危険というのは、レンタサイクルで済むというふうに考えられているのは、ちょっと自分、そこ納得いかないですね。自転車で七種の滝に行けますか。八千種の春日山まで、電動自転車といえども、あの距離を走られる方はいますか。

今の答弁は、私、ちょっと、課長、最近、観光といえば辻川とか駅前とかばかり、これ、住民の方もよく言われる。福崎町は辻川と駅前だけですかと。私ら、八千種、観光地ないんですか。私の実家、嶺雲寺も、たしかパンフレットに載っています。町木クロガネモチもあります。たしか観光パンフレットのナンバリングの1は七種の滝やったと思います。もともと福崎町の観光の一番の名所、七種の滝ではなかったのでしょうか。そこまで、電動自転車といえども、それで行くんですか。レンタサイクルがあるからというのはおかしい。

そして、今、私たちは福崎は福崎だけという考え方じゃなしに、地域連携しましょうと。市町間地域連携しましょうと言われていた中、いや、福崎だけでいいんですというふうな答えになっていると。そうじゃなしに、福崎駅に置くこ

とによって、市川、夢前、そして神河と、この全体で観光していただくじゃないか。福崎駅を神崎郡の玄関にしようじゃないかと。そういう視点でやっぱり答弁いただきたいし、安全面と言われますけど、これ、国土交通省が推進している。その中で、安全手引きもあります。先ほど会計管理者も言われていましたけど、乗り慣れないと。いやいや、乗ったことありますか、モビリティ、超小型モビリティ。そこまで大きく変化はないと。自動車免許があれば乗れるものなんです。

最近、ちょっと気になっているのが、一般質問でもこないしてさせてもらっても、どこまで調べていただいているのかな。国土交通省のホームページを見ていただけましたか。そういった手引きがあるんですよ。それ見てて、今の答弁、僕はないと思う。国土交通省のホームページ、この超小型モビリティと打てば、国土交通省が出てきます。その中に、まず最初に安全対策の部分、たくさん書いてあります。そして、やはりそういった心配の声が多かったのか、その安全の手引き、特に地方行政が導入したときのその手引書まで作られています。それ見てて、安全面が心配であるとかという声があるのは、これ、国に対して否定していることになるんじゃないか。もしくは、逆に言えば、私、超小型モビリティの提案をしているにもかかわらず、それを調べもせずと言われてたか、どっちですか。

多くの質問の中で非常に残念なのが、ノーからの発想で答弁いただいているようなときが多くあると思います。「種をまかない限り、実はならない」という言葉があります。新しいことにおびえ、前に進まないのは発展がない。私は、この福崎町、やっぱりそういったことに恐れず、しっかりと前に進んで、発展していただきたい。ノーの発想からの答弁では、福崎町は前へ進めない。私は今の答弁で非常に残念に思います。もう少し前向きな答弁をいただけるようお願いして、この後、もう一本質問がありますが、こういう答えでは私は納得できませんので、以上で、一般質問を終わりたいと思います。

町長、この答弁、再度しっかりと考え直してください。前向きに答弁をいただきたいように思います。

以上です。

町長 私も、最初に申し上げましたように、グリーン社会の実現というのは国の方針でもありますし、私たちが取り組んでいかなければならない重要な点であろうというふうに思っております。その観点からして、今後、どのように進めていったらいいかということで、今、ご提案のあった超小型モビリティということも含めて、選択肢の一つとして、いろいろと研究を進めていきたいと、このように思います。

前川裕量議員 終わりますと言ってから、まだもう一回しゃべりますけど、できる限り、何もすぐ買ってほしいと言っているわけじゃないし、やったらいい、私たち提案しているんで、ノーからの発想でなく、例えば、もちろん今、財政が非常に厳しい中、すぐに新しい車を2台3台買いましようじゃなしに、買い換えるときに、それを前提に進めていくとか、これもなぜ一日レンタカーにするかといったら、これ、補助事業の項目の中の一つなんです。それをすることによって補助を頂きます。補助金を入れながら、何も福崎町だけで単独で予算を使う必要はない。やっぱり補助金があれば、それを有意義に使う。そういう思いも併せて質問をさせていただいておりましたが、非常にちょっと後ろ向きな答弁ばかりですので、私は今日はここで質問を終えさせていただいて、残っている部分に関しては、次回にさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

議 長 以上で、前川裕量議員の一般質問を終わります。  
暫時休憩をとりたいと思います。  
再開を10時40分といたします。

◇

休憩 午前10時24分  
再開 午前10時39分

◇

議 長 会議を再開いたします。  
次、8番目の質問者は、三輪一朝議員であります。  
質問の項目は  
1、令和4年度予算編成方針について  
2、兵庫県が令和4年4月制定予定としている「空家等活用促進特別区域に関する条例（案）」について  
以上、三輪議員。

三輪一朝議員 議席番号1番、三輪一朝でございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず1つ目の質問でございます。令和4年度、つまり、来年度の予算編成方針についてでございます。

町長から令和4年度予算編成方針が発表されてございます。職員に通知、周知がなされ、予算編成が進んでいるものと思います。この予算編成方針書につきましては、社会情勢、経済情勢並びに国の動向に続いて、本町の財政状況、前年度に当たります令和2年度の決算状況、そして、国の定めた地方自治体のそういった財政状況を示す数値をはじめとして、そういった概況なども記されてございます。

この方針書におきます令和4年度の予算編成に係る内容なんですが、三つに層別をしてみました。その1つ目といたしましては、財政運営の厳しさを含む今後の見通しが書いてあると思います。2つ目に、財政運営が厳しいものの、必要な諸計画等は遂行していこう、やっっていこうというふうなことが読み取れると思います。そして、3つ目といたしまして、特記事項というところもあったと思うのですが、令和4年度予算への具体的な方向性の提示、割と細かいようなどころも町長の意向が入っていたように思うのです。

そして、その今申し上げました第1点目のところを少し述べてみますと、今後の見通しであったり、その財政運営の厳しさという関係の文言でございますが、またその1つ目として、新型コロナウイルス感染症の影響あるいは人口減少等により、町税等の一般財源の伸びは期待できないということ。

2つ目といたしまして、社会保障費の増大あるいは公共施設の老朽化対策などに加えまして、引き続き新型コロナウイルス感染症対策にかかる経費の支出が見込まれること。第5次総合計画の実施計画にはなるものの、そういった老朽化を含む大きな事業といたしまして、令和4から6年度の3か年に限るというところにはなりますが、中播消防署の建て替え事業、また、現在も進行中でございます神崎郡の次期ごみ処理施設の建設事業、そういったことも控えてございます。

そして、3つ目といたしまして、国の財政が悪化する中、地方交付税、交付金等を含めて、財源の確保が極めて難しくなる。「極めて」という言葉が特徴的かと思えます。

4つ目といたしまして、公債費が令和4年度には11億円を超え、その後も高

止まりする見込みであることなどが記されているように思います。

そして、2つ目の大きな2点目ということで整理していきますと、財政運営が厳しい中でも、必要な諸計画等の遂行というところでございますが、その中身といたしましては、1つ目として、第5次総合計画の実現、福崎町まち・ひと・しごと創生戦略による地域活力維持への推進、非常に大切なこともやっぱりやっていくんだということも整理してございます。

また、2つ目として、第6次行政改革実施計画の実施によります自主財源の確保、個々の事業の不断の見直しなどによります、将来世代への負担を先送りすることのないよう心がけるといふ、いろんな事業をしながら、将来世代への負担の先送りも、そのマッチングは非常に難しいとは思いますが、そういったこともやっていくんだということも載っております。

そして、大きな第3点目の整理であります。令和4年度予算への具体的な方向性の整理ということで、多額の財源不足を見込むということで、その多額の財源不足ということをはっきり記してございます。その中で、各種施策あるいは事業の選択と集中を徹底するんだ。その中で、歴史的使命を終えた事業、また、費用対効果が著しく低い事業など、既存事業の見直しを積極的に行う。また、新規拡充事業につきましては、制度改正、喫緊の課題に対処しなければならないもの以外は、厳に抑制に努めるということで、これも非常に厳しい内容になっております。

あと、特記事項の中身とかになりますと、国の動向に沿った事業の促進でありますとか、内部事務費の徹底的な削減、そしてまた、いろいろほかにも費用が出てくる。この方針書には載っておりませんが、くれさかにおける積替え、あるいは姫路市の処理場における処分、こういった多額の費用も出てくるというところから、その多額の財源不足を見込むとあったものと想定をするものです。

その後、特に財源、財政状況が厳しいということを経験したということを感じたのですが、その1つ目として、特別会計、企業会計にあっては、一般会計からの繰入れを可能な限り圧縮するんだということ。そして、2つ目といたしまして、旅費、交通費の大幅な削減に努めるんだというところ、細かいところまで町長の意思が入っているということを感じております。

令和4年度予算編成以前、つまり、今期、令和3年度ですが、これまでも何回も財政状況が厳しいという、その説明はあったわけなんです。このたびの予算編成につきましては、少し事情が違うといいますが、さらに厳しさが際立つということを感じさせる、そういった編成になるものと推定しております。

この中で、質問をさせていただきたいと思っております。

今までに申し上げた中身にもその内容があったと思うのですが、この令和4年度の予算編成方針なんです。令和4年度のその単体の方針ではありますものの、令和5年度以降の総合計画と、そういった各種計画に上げられている事業の見直し、並びにこの方針書にあります今後の社会情勢と、国の動向や本町の財政状況が継続するであろうという、別の言葉を用いますと、国や本町の見え得る将来の勘案をした上での予算編成方針としているのか、そうでないのか、そういったところにつきまして質問をさせていただきます。

企画財政課長 質問議員が言われていますとおり、ある程度の今後の社会情勢と国、県の動向、財政状況の今後の見直しも踏まえた予算編成方針としております。

三輪一朝議員 その中で、やっぱりそういった厳しい言葉が出てきているというところで理解をいたしました。

その中で、方針書の中身について、もうちょっと問うていきたいというところ

になるのですが、先ほども申しましたように、方針書には各種施策、事業の選択と集中を徹底するとございます。その中に特記事項といたしまして、先ほども申し上げましたように、歴史的使命を終えた事業、費用対効果が著しく低い事業など、そういった既存事業の見直しを積極的に行うとございます。ここに言います、その徹底する、そして、見直し、そして、積極的にとは、何を、どのようなことを目指そうとしているのか、どのようなことを指すのかにつきましてお尋ねをいたします。

企画財政課長 質問議員がおっしゃられた見直しを積極的に行うとあるという表現は、少し感じ方のニュアンスが違うように思いますが、編成方針でありますので、見直しを積極的に行ってくださいというメッセージであります。

徹底する、見直し、積極的にとは、何を、どのようなことを指すのかというご質問ですが、徹底するは、特記事項にお示ししているところではなく、本文の締めくくりの前に使っている言葉でありまして、必要な新たな施策等を推進していく場合には、限られた財源の中でやりくりをしなければならぬため、そのためには各種施策や事業の選択と集中を徹底してくださいよとっております。見直しは事業の見直し、積極的には事業の見直しに係る形容動詞で、人に強制されずとも、自発的に、能動的に事業の費用対効果などの成果を検証して見直ししてくださいよとっているものであります。

三輪一朝議員 そうしますと、町職員の方々は、そういったことを当然理解されて、積極的な予算編成の邁進に進んでおられるのだらうと思います。

そうしますと、今、企画財政課長がおっしゃった言葉もあったのですが、あと予算の編成におきましては、査定という作業が入ってくるのであらうと思うのです。今、徹底する、見直し、積極的にという中身につきましても、企画財政課長からお言葉を頂戴したわけなんです、この言葉あるいはこれまでの文書とかもございますが、これから行う査定につきまして、企画財政部門の査定、また、町長査定におきまして、その査定というものは厳格化されるということになるのでしょうか。

企画財政課長 議員が言われております、この徹底する、見直し、積極的にとという言葉は、それぞれ文脈に沿った表現をさせていただいているもので、査定に直結するものではありませんが、健全な財政運営を心がける上においては、厳しいところもあらうかと思えます。

三輪一朝議員 分かりました。企画財政部門の長でいらっしゃいますので、そのところについてはよろしく願いしたいと思えます。

次の中身になるんですが、令和4年度の予算編成は厳しめになると思うのですが、その中で、まだ先のこと、1年先のことにもなってくるのですが、令和4年度の予算編成の折には財政調整基金を組み込むであらうと個人的には想定をしております。ここ数年の予算編成におきましても、財政調整基金の予算段階での繰入れということが続いておるのですが、このまだ1年後、予算も組み上がっていないという中でこの質問は不適切なのもかもしれませんが、1年後、予算が締まったときに、結果的に財政調整基金を繰り入れる可能性と申しますか、その厳しさという観点から、どのように想定されているのか、お尋ねをいたします。

企画財政課長 ただいま経常的な予算の査定中でありまして、正直なところ、令和4年度の決算についてどうのこうのという時期ではございませんし、余裕もございません。予算を編成してみて、例えばですが、財政調整基金の繰入れを2億円程度に抑えられれば、最終的に繰り入れる可能性は低くなるものと考えております。

三輪一朝議員 その2億円になるかどうかというのもこれからの結果であろうかと思えます。適切な予算でありますようよろしくお願いいたします。

次に、町長に質問をさせていただきます。

町長が就任されまして、直後の1年につきましては、橋本町長の意思によります予算編成がしかれたときでありました。ですので、尾崎町長が町長就任以降、このたびが2回目の予算編成になろうかと思えます。そして、その中で町長に就任されまして2年8か月たとうかと思うのですが、この間に新たに増えてきた課題はあるのでしょうか。そして、新たな課題があるとすれば予算にも関係するということで質問するんですが、今後の取組の方向性としてはどうなのでしょうか。

町長 今議会の冒頭の挨拶でも触れさせていただきましたが、地方の一番の課題は少子高齢化、人口減少ではないかと思えます。本町も例外ではありません。もともと分かっていたことだったわけですが、ここに来て、本町も人口減少が顕著になってきたと感じております。今、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき取り組んでいますが、なかなか決め手がないといったところであります。

私は、一番大事なことは、町の特徴を生かし、町の魅力を高めて、福崎町に住んでみたい、住み続けたいと思っていただけるまちづくりを進めることに尽きるのではないかというように思っております。福崎町は交通の便がよい、買物が便利などの長所を伸ばし、短所を改善していく地道な取組が重要ではないかと思っております。そのためにも、教育環境の充実と子育て支援、そして、安全・安心のまちづくりは引き続き重点事業として取り組んでいきたいと思っております。

三輪一朝議員 過去からも、そして、町長になってからも、そのお考えのところについて、これまで私が一般質問させていただく以前にも、昨日、今日と、各議員が同じ思いで質問をしているのだらうと思えますので、その点につきましてはよろしくお願ひしたいと存じます。

次に、大きな質問の2つ目になります。

兵庫県が制定しようとしております「空家等活用促進特別区域に関する条例(案)」というところに係る質問でございます。

2014年に空家法が制定されました。それ以降が多いと思うのですが、地方自治体は、空家法でカバーできない部分を主に各地方自治体で条例化を図ってきたように感じております。

そして、このたび、兵庫県は、今申しました空家等活用促進特別区域に関する条例(案)のその骨子を県のホームページで示しております。また、このことに係る中身なんですけど、兵庫県のホームページにこれも載っておりますが、土地利用推進検討会というものがあるようでして、この中身がA3シート1枚になりますけど、ややその詳しい内容、この条例案に係る内容を示しており、大要でありますけど、つかむことができます。ここでは建築基準法に係る特例の創設など、県の強い意思入れと取れる内容もございませう。

本町におきまして、概要しか分かりませうので、なかなかこれの研究も難しいのであろうと思うのですが、ただ、そういった状況であるのですが、県がこういった特例を示してでも条例をつくりたいというところを感じておりますので、案というところでありませうけど、一般質問をさせていただく次第であります。当然、不明点も多いのですが、一般質問に適切ではないのかもしれませんが、質問させていただく次第です。

この条例につきましては、空家等活用促進の特別区域の指定を町が申請して、

県がそれを認可したりということ、そして、県が空家等の活用と流通の促進にいろいろな施策を出すでありますから、そういった施策について協力するであろうことですか、いろいろなことが出てくるようです。そして、その特区内に指定されましたら、空家の所有者は町に空家情報等を届け出たり、そして幅員4メートル未満の道路を拡幅して、通行上支障がない道路に努めたりとかということもあります。

そしてまた、重点整備地区という言葉が使われているのですが、敷地が幅員4メートル以上の道路に接している、そういった建物ですと、建築基準条例の第4条の規定は適用せずに、店舗やホテルなどへの用途変更を促進するとかということもあるようです。

そしてあと、1日目の牛尾議員のされた質問にも関係するのかもしれませんが、市街化調整区域の特区内の空家等について、除却後に更地となっている土地に住宅等の新築を可能とする規制緩和もあるようでございます。そういった情報の全てはないにしても、大要がつかめるところにはなるのですが、知り得る範囲とはなるのですが、本条例案につきましては、本町の今困っていること、利害といいますか、そういったところとおおむね合致しているとお考えなのでしょうか。それとも、あまり合致していないのじゃないか、つまり、条例として、福崎町としてこの条例は活用しようというところなのか、その点につきましてお尋ねをいたします。

まちづくり課長 この条例でございますが、現在、町が空家対策として実施しております福崎町空家等の適正な管理に関する条例でありますとか、福崎町空家等情報バンク設置要綱、こちらなどと比べましても、今言われましたような規制の合理化等、一歩踏み込んだ内容はあるにしても、この条例案の目的、これが町のやっております空家等に適切な管理を促すことによる空家の活用、また、流通の促進など、おおむね合致はしているものだというふうには考えております。

三輪一朝議員 そうしますと、この条例が来年4月に公布ということが想定されるということで、本町も活用が可能であればしていきたいということでしょうか。

まちづくり課長 本町で、福崎町で特区の申出を行うかどうかにつきましては、なかなか県下でも、今言われましたように、来年の4月、令和4年4月からの施行となるんですが、県が行っておりますアンケートでも、県下41市町のうち、やりましようというような見込みが1市、検討はしてみるというのが4市、あと残りにつきましては、その他36の市町は未定でありますとか、一部は考えていないといったような状況となっております。

福崎町でも、現時点で申請は考えてはいないんですが、特別区域指定がなされた場合の住民さんの負担でありますとか、ただ一方、議員が述べられましたような規制の合理化等もございますので、近隣市町の動向を踏まえ、制度の有効性などを確認しながら、今後、検討は進めていきたいという状況でございます。

三輪一朝議員 質問を今まとめてしましたので、課長もまとめて回答を頂戴したと思うのですが、結論として、全体が見えないから、各自治体も動きが取れないということであろうと思うのです。活用範囲が分かってくるということが、徐々にそういったところが増えてくるとは思うのです。そうすると、特別指定区域と指定する、そういったところについても、より明確になってくる。そうすると、本町域におきます対象としたい区域、また、その地元自治会とかの調整も必要になるかと思うのですが、そういった指定も徐々に進むかもしれないというところで、いろんな、今、守備範囲を相当広く取っておかないといけないだろうなという

ことを感じております。そうすると、結論、今、課長がおっしゃったところで、活用可能な分があれば、それはやりたいということによろしいのでしょうか。それか、逆に言うと、県が申します、いろんなところへのそういった施策に乗っかるということも必要でしょうから、言葉はよくないですが、いいところ取りをやっぱりしたいということでは思うのですが、その点については、ちょっと質問の趣旨から遠のくかもしれませんが、いかがでしょうか。

まちづくり課長 先ほど申しました、その県のアンケートの中で、今、未定もしくは行わないといった理由の中で見てみますと、例えばその区域指定、これは地元から申出を受けたりしながら、町長が県知事に申し出るものでございますが、その区域指定を仮にした場合、様々な規制緩和が行われることは事実でございますが、逆に制限、こちらもかかってくるというふうになっております。議員が言われましたように、空家の所有者は、町に対してそういった届出をしなければならぬでありますとか、あと税の優遇措置がなくなるとか、そういったものもございまして、そういったデメリットに対する懸念が多く、市町から上げられております。それに対して、県も一定の回答はいただいているんですが、なかなか各市町とも、それらに対して前向きといいますか、やりますという状況にはなっていないというふうに考えております。ただ、一定の規制の合理化等もございまして、先ほども申しましたように、今後、検討は十分進めていきたいと考えております。

三輪一朝議員 質問の順番といたしますと、前後逆になってくるのですが、兵庫県は本条例の案につきましてパブリックコメントを一般に広く求めたりしております。また、今、課長がおっしゃいましたように、アンケートによります各自治体の考え方とかもあろうかと思えます。それを問うているのだらうと思うのですが、そのより生きた条例とするためにも、県がそういったパブリックコメントなり、各自治体へのアンケートをしているとしますと、その本町によります、より生きた条例とするための提言とかということについては可能なのでしょうか。それは困難なことなのでしょうか。

まちづくり課長 議員おっしゃいますように、今、12月2日からこの22日までの間でパブリックコメントは実施されているところでございます。

町からの有意義な提言ということですが、先ほども申しましたように、市町向けには担当者説明会などもございまして、また、アンケート調査の実施などもありました。その中で、町としては、福崎町としても、先ほど言いましたような、例えば町民さんのデメリットはどうなるのであるとか、そういった不透明なこともありますので、そういった質問は県のほうに出させていただきます。

三輪一朝議員 そうしますと、各県内の自治体からそういった要望でありますとか、また、各自治体にすると改善を要望するところになってこようかと思うのですが、いろんな自治体からの声も併せ持って、よりよい条例とすることで、本町にとって有意義な条例であるならば、その本町にとって取り組むという判断がなされるとすれば、その最終決定において、積極的な取組を期待したいと思います。

以上で、一般質問を終了します。

議長 以上で、三輪一朝議員の一般質問を終わります。

次、9番目の質問者は、小林博議員であります。

質問の項目は

- 1、教育問題について
- 2、環境問題について

- 3、農業施策について
  - 4、福祉施策について
  - 5、安全な町づくりについて
- 以上、小林博議員。

小林 博議員 一般質問をさせていただきます。

若干早く進んできましたので、気持ちの余裕がなくてドキドキしておりますが、意のあるところをお酌み取りくださいまして、よい答弁をいただけたら、さっともういくようになっておりますので、そんなに複雑な質問ではありませんので、よろしく願いいたします。

コロナ問題が発生をいたしましてから、既にもう2年ということになりました。コロナ禍ということになって、今までの政治経済の様々な矛盾点というものもまた明らかになってきたと思います。長年にわたる財政改革と称する医療や福祉施策の切り捨て、あるいは縮減でありますとか、規制緩和の名の下に非正規雇用がどんどん増えていった問題とか、そういうことがこのコロナ禍の問題で住民生活、国民生活全体に広く大きな影響を及ぼしておると思います。そういう中で、最終的に子どもたちに大きな影響が出てきておるのではないかというふうに心配をされるわけでございます。

そこで、教育問題についてであります。今、新聞紙上等でも言われておるのでありますが、このコロナ禍の下で、教育環境がどう変わっていったのか、子どもたちの学習の習熟度はどうなのか、こういうふうな心配も幅広く出されてきております。そんな中で、私も教育関係の友人などとも話をしたりするのですが、大変状況の心配がございまして。学習内容がどんどんと予定どおり進んでいって、一人一人の子どもたちが理解をしない間に進んでいってしまうというふうな、そんな問題もあつたりするというふうなことを聞きます。福崎町の状況は、そんな面では、学習の習熟度というのはどのように捉えておられるでしょうか、お尋ねをいたします。

学校教育課長 コロナの影響というところからご質問をいただいておりますが、令和2年度におきましては、4月、5月の臨時休校がありまして、夏休みを短縮して授業時間の確保をいたしました。結果的に授業時間は十分確保できましたので、授業の進め方も徐々に通常のペースに戻ったと思っております。

令和3年度では、コロナ禍の影響はあるものの、臨時休校をすることなく、学校運営ができておりますので、授業の進め方を早く進めるようなことはないと考えております。

また、学習の理解度につきましては、習熟度という点では、ほかと比較する資料がございまして、全国学力・学習状況調査を判断材料にしてみますと、小学校では全国平均、中学校では全国平均よりやや高いというのが令和3年度の結果でございましたので、大丈夫かと考えております。

小林 博議員 この全国平均とか福崎町の平均というのは、コロナ以前に比べてどのような数字なんでしょうか。

学校教育課長 令和2年度ではコロナの影響で、この調査自体が行われておりませんでしたけれども、令和元年度と比較いたしましても、ほぼ同じといえますか、変わっておらない状況で、コロナの影響はないというふうに捉えることができると思います。

小林 博議員 ちなみに、この福崎町の報告によりますと、小学校では全国平均が64.7の正答率、国語でですね。兵庫県は64、福崎町は65だということで、算数の場合も、大体全国70、兵庫県71、福崎町70というふうになっているとい

うふうなことのように、これは、正答率は全国平均よりも5%以内の場合は水準内というふうなことが書かれておりますけれど、じゃあ、あとの30%の子どもたちは分からなくても、これはもうこれでいいんだという、そんなふうな考え方なんでしょうか。

学校教育課長 学力・学習状況調査は国語と算数を、中学では国語と数学、この2教科を指標にして捉まえておるものであります。ですので、全体、ほかの科目についてのことを言っていることではないというところをご理解いただきたいのと、特にこの調査した科目におきましても、学習の理解度に差が出やすい教科であることは言えるかと思えます。特にその数学や英語などの授業では、学習支援や県の加配の教員を配置して、できるだけ細やかに対応し、平均的に皆さんが向上していくように取り組んでおるところであります。

小林 博議員 いやいや、私が聞いておるのは、この残された30%の子どもたちはどういう評価になるのかと。これは学校、福崎町の教育委員会としては、もう正答率が70ぐらいあれば、もうそれで教育としては成功だということで、あとの30%の子どもたちは、もう分からなくても、これはこれでいいんだという、そんな考え方ですか。

学校教育課長 誰一人取り残すことなく、学校の授業は進めております。特にそのフォローが必要な子どもさんに関しましては特別な対応もしておりますし、先生自体もできる子だけを捉まえて教えるようなことはありませんし、皆が平均して学力がついていくように工夫をしながら、授業の運営もしておるところでございます。

小林 博議員 しかし、結果として、こういう数字になってくるというわけでありまして、子どもたちにもいろんな能力とか、性格とか、違いというふうなものもあるでしょうけれど、やっぱり一人も取り残さないという立場での取組というのは常に追究をすべきだというふうに考えております。各家庭で塾等に通えない子どももあるでしょうし、いろんな条件の差というものが出てくると思いますので、その点、対応をぜひ求めておきたいというふうに思います。

長期欠席の子どもたちの数というのは、どんなふうな状況でしょうか。

学校教育課長 長期欠席の子どもさんの数につきましては、今のところ、令和3年度は11月末が最新情報でありまして、2年度に比べまして、若干数字的には多いかなというところではございますが、基本的にはカウントの捉え方が2学期で20日、3学期で30日という、カウント上のルールがございまして、11月末というのは2学期中であり、20日を超える子どもさんということになっております。ですので、令和3年度、3学期が終わってみたいと確実なことは、2年度との比較はできない状況ではありますが、若干2年度に比べて、今のところは多い傾向があるかなと考えております。

小林 博議員 その数字は分かりませんか。

学校教育課長 特にその長期欠席の中の不登校の令和3年度の状況でありますけれども、11月末現在で37名となっております。

小林 博議員 その小中の分類はどうですか。

学校教育課長 その37名の内訳でございますが、小学校で13人、中学校で24人となっております。

小林 博議員 昨年の数字から見ても、9月の決算議会のときにも気がついて質問をしたというように思うんですが、中学校になると不登校が増えてくるという、そういう傾向が出てきている。これは報道によりますと、全国的な傾向でもあるというふうな認識もするわけですが、この原因がどこにあるのかというふうなことは、どのように捉えておられるでしょうか。

学校教育課長 令和3年度で学校における調査の中で、原因として挙げられておりますのが、ゲームに没頭をしてしまっている、家族の死亡のショックを引きずっている、苦手なことを避けている、いわゆる音楽会が苦手であるから行きたくないなど、あと、お母さんの姿勢、学校生活にちょっと無関心というような形で、朝起きることなどを子どもさんに任せているというようなことがあるようであります。

しかしながら、不登校の理由といたしますのは、不登校の児童生徒自身もはっきり分かっていない場合が多く、専門の先生からも、本人が分からないことを本人に聞いたりすることは、逆に本人を苦しめることになるというようなことも言われておりますので、そのあたりは慎重に対応をしておるところであります。

小林 博議員 一番大きな原因が、勉強についていけない、だんだんともう学年が上に進むに従って分からなくなるので、それで学校に行きたくない、あるいは行かなくなるというのが一番多いというふうによく伝えられておると思います。そういうふうな面で、福崎町の場合でも、不登校の状況がずっと増えていっておるという、そういうふうなことをお聞きいたしますと、全体の子どもの数が減っておる中で、不登校の数が増えていくという、そのことの意味は非常に大きいと思うんですが、これらについて、教育委員会でのどのような議論がされておるんでしょうか。

教 育 長 各一人一人、学校へ来にくい子どもに対して、この子はどんな状況で来にくくなっとなやとって聞く機会があるんですが、それによりますと、勉強が分かりにくいから、それだけで学校へ来にくいという子どもはいないと、今、認識しています。勉強も分からないが、ゲームにも没頭してしまっているという、そういう複合的な要因で勉強が分かりにくいというのはいると思います。

先ほど中学校で増加していることに対して、なぜかというような質問があったんですが、小学校で不登校になって、解消し切れないうまま中学校へ入学すると。中学校で解消する子もいるが、小学校のまま引きずっている子が中学校で増えてくるというような状況が一つ。

それから、もう1点は、医者に通って診断名、例えば、今、一番多いのが起立性調節障害というのが7名おるんですが、医者に通って診断名が出れば、病気扱いで長期欠席に入れております。不登校には入れておりません。最近、病院へ、専門医のほうへ通う、通院する子どもが増えてきたんですが、なかなか病院へ通わずに、本当は病気なのに、そのまま家で、学校へ行けない状態が続いているという子は不登校に入れております。病名がついてない子は不登校に入れております。病気傾向の子どもが、非常に思春期特有の病気が中学校で多いなというふうに感じております。中学校で多いのは、特にその二つを今は、私は感じておって、教育委員会でも感想、こんなように考えておりますということ伝えております。

小林 博議員 個々のケースについて、なかなか話がしにくい部分もあるわけですが、教育関係者等に聞きますと、やっぱり分からないという、勉強が分からなくなるということが非常に大きな要素だというふうにお聞きをいたします。したがって、そういう点では、具体的に学校あるいは教育委員会での突っ込んだ議論なり、あるいは対策が必要ではないかというふうに思うわけなんですね。その点、ぜひ引き続いてお聞きをしていきたいと思っておりますので、一人も取り残さないという、その立場を大切に頑張ってもらいたいというふうに思います。

教育委員会の議事録等も時々読ませていただいておりますが、なかなかそういうふうな突っ込んだ議論がされたというふうな感じが見えてきませんので、真剣な議論が多分されておるんだろうと思っておりますので、ぜひ、議事録も公開さ

れておりますので、それらが関心のある人たちに読んでもらって、福崎町の教育なり、それらが教育委員会と同様に、一緒になってやっていけるような、そんなふうな対応もしてほしいというふうに思っております。

それから、G I G Aスクールというふうなことになってきました。G I G Aスクールについては、端末を各家庭に持って帰って、そのW i - F i環境のない者にはどうするんだというふうな話も前にもありましたけれど、大体25ほどの家庭がW i - F i環境について整備がされていないというふうな報告があったように思うんですが、それにはどのように対応されるのでしょうか。

学校教育課長 学校によりましては、週末に持ち帰って、そういう接続の確認などもしたりしているところも多く、直近の調べでは、もうほぼほぼ接続ができる状況のうちばかりになっております。あともう10件は切っております。引き続き接続についてのご協力を呼びかけながら、また再度の臨時休校になったときの家庭でのリモート学習に備えていきたいと考えております。

小林 博議員 そうですか。前に対応を考えるということでしたので、待っておったんですが、その必要がなくなったと、そういう状況だというふうに理解をしいわけてすね。

それから、このG I G Aスクールということなり、あるいはリモートでの授業ということのようですが、前にも言いましたように、やっぱり単なる勉強を習うということだけではなしに、小学校、中学校を通じて、人間としての成長を図っていくという面で、やはり学校での授業、対面での授業ということが基本にならなきゃならないと思うわけですが、その点についてはどうなんでしょうか。もうこのリモート授業にもかなり力を入れていくという、そういうことなんでしょうか。

学校教育課長 議員おっしゃるように、学校での教育を基本としておりますので、学校の教室で友達と直接に触れ合いながら、授業を受けたり、議論をして、意見を交換することが大切であろうと考えております。

デジタル端末を利用したリモート授業につきましては、先ほども申し上げましたが、今後の臨時休校をする場合などの家庭でのリモートを想定して、準備をしておるところであります。

小林 博議員 あと、このG I G Aスクール等ではありますが、人数はどれぐらいあるかというのはよく分かりませんが、全国的には非常に心配をされておる課題でありまして、電磁波の影響でございます。この電磁波の影響が出た場合、どういう対応をするのかというふうなことについては検討をされておるのでしょうか。

学校教育課長 電磁波につきましては、今回の質問を契機に、またいろいろ調べてみたんですけども、電磁波そのものは、家庭におけるテレビや電子レンジなど家電製品でありますとか、携帯電話、パソコン、あらゆる電化製品から発生をしておるところと考えております。

G I G Aスクールにおける、このデジタル端末からも電磁波は発生していると思いますが、電化製品相当ということで、発生量は少ないと考えております。そういうことで、特にそのデジタル端末を使うことによる電磁波による影響というのは、直接的には把握しておらない状況ではあります、今のところは大丈夫ではないかという理解をしております。

小林 博議員 既に無線L A Nの導入後、頭痛、思考力低下等が起こっておると。あるいは、タブレットを使うと目まいと吐き気に襲われる等々、そんな訴えも各地で出てきておるといふふうに報道をされておるところでございます。

そんな意味から、このL A Nではなく、有線でつなぐというふうな方向も考え

ていっておるところとか、あるいは、ブルーライトのカットシートの問題とか等を含めて、健康上の問題ということはこのG I G Aスクールの推進の中で検討をしていっておるところも増えておるわけですが、福崎町の場合、そのような課題があるということについては認識をしていただいております。

学校教育課長 電磁波によります頭痛や目まい、吐き気という事例があるということは承知しております。福崎町における学校において、そのような事例があるかということになりますと、今のところは、養護教諭のほうでも把握はしていないということであります。

ただ、いわゆる電磁波過敏症のような体調不良につきましては、確認はできておりませんが、児童生徒がそのような頭痛、目まいなどを訴えた場合は、電磁波過敏症ではないかという視点を持って対応するように、養護教諭などに伝えて、対応はしていきたいと思っております。

また、ブルーライトにつきましては、小学校のデジタル端末の使用におきましては、長時間ずっと画面を見続けるということではなく、先生の説明を聞いたり、児童生徒同士での議論なども授業中には当然ありますので、ずっと画面に集中していることはないという点と、仮に見続けることになったとしても、30分に1回は20秒程度、目を必ず休ませるというようなこともしておりますので、ブルーライト対策についても対応しておるところであります。

小林 博議員 今、5Gに進もうといたしております。5Gになりますと、その基地局が非常にたくさん増えるというふうなこともなり、全国的には学校や病院等の近くはこの基地局は避けてほしいという、そういうふうな運動も起こっておりますし、あるいは地方議会で、このような点についても心配の議決がされたりもしておりますところも出ておるわけでありまして、これらについても、気を配ってほしいというふうに思うんですが、5Gの基地局がどこにどう造られるかということについては、多分町のほうには連絡が来ないんじゃないかと思っておりますので、関係のところにもそうした情報を提供するようにも求めていってほしいというふうにも思うんですが、いかがでしょうか。

企画財政課長 電話の基地局ができると、周りの住民さんの中で子どもが発達障害になりやすいと、なる確率が高いというのは、ネット上でもよく言われていることではあります。町有地などを、この基地局というか、電波塔を建てさせてくださいというような申込みもありましたが、町有地ではそのようなことはしないということでお貸ししない方針となっておりますが、住民さんに、これが本当にそれが原因であると断言、今のところ、できかねない、福崎町として判断はなかなかできないものなので、その辺の情報発信は慎重にやっていかなければならないものと思っております。

小林 博議員 取りあえず、どこにどんな5Gの基地局ができていくのかという、そういうものは町で把握をしていく、あるいはその関係の会社等にその報告を求めるといふようなことはできないんでしょうかね。そういう課題もあるということをお教示も、あるいは医療関係の問題もありますので、町当局のほうについても、ぜひ認識を今回していただいて、考えていってほしいというふうに思います。また改めてお聞きをいたしますので、そのときまでに、また答えを用意していただければよいかというふうに思います。

次に、社会教育関係については、これはもうそんなに言うことは、具体的な点はないんですが、社会教育の役割と位置づけということについては、非常に重要な問題があると思います。単なる住民の健康づくりと、それから教養を満たすという、それだけではなく、町行政全般の推進に住民が参加をし、あるいは

協力をしていく。いろんな面で非常に大きな役割を持っておると思うのであります。これらがその配置、あるいは設備、そして日常の管理等についても、しっかりとした位置づけが要するというふうに思うのであります。まず、この基本的な社会教育についての姿勢だけお聞かせをいただきたいというふうに思います。

社会教育課長 社会教育法で、社会教育は、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動と定義されておまして、その目的は、国民一人一人の教育的要求を満足させ、個人の幸福と社会の発展を図ることとされています。教育委員会のほうでもそういったことを捉えて、しっかりと対応していきたいということで考えております。

小林 博議員 そういうお答えを聞きますと、大体あと一般質問等でどんな質問が多く議員さんから出ても、それに沿った答えが出てくればよいというふうに思うわけですね。様々な世代を引きつけていくという、そういう取組でもありますので、ぜひそんな立場でお願いをしたいと思います。

特に今日、具体的なことで求めたいのは、今ある施設などの更新については、非常に計画的でなければできないという部分もあるわけですが、実際の運営、管理面でも、もう少し充実をさせていけば、町民ももっと広く利用できるのに、あるいは安全に利用できるのにというふうな声をお聞きいたしております。例えば体育館等ではありますが、そんな面で、特に指導員の配置の問題、あるいは施設の利用状況の問題等々、検討をしてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

社会教育課長 体育館の運動教室を例に取らせていただきますと、昨年度から体育指導員に加え、神戸医療福祉大学の学生にも会計年度任用職員としてお手伝いをいただき、できる限りの複数指導体制づくりに努めているところです。今年度に入り、新型コロナウイルス感染症の影響で新たな人材が見つかりませんでした。11月から指導に加わっていただいているという状況でございます。

小林 博議員 大変この体育館等の活動については、応募者が多くなってっております。前は女性の方々が多かったんですが、最近は高齢男子も健康づくりにたくさん参加をされるというふうな状況になってまいりました。そんな面で、ぜひそうした要望に応えられるようにしてほしいというふうに思います。

前回行ったから次のときにはちょっと遠慮しようとか、いろいろ住民の方々もその工夫をしながら、気を遣いながらやっておられますので、ぜひその気持ちに応えられるように取り組んでほしいというふうに思います。

次に、教育問題の最後に、文化財と観光ということで書いております。

福崎町の文化財を観光にも活用するというふうなことになりました。私も実態から照らして、これはもうやむを得ないというふうに判断を当時はしたわけですが、住民の皆さんの中には、大切な文化財を観光用に使ってよいのかという、そんな意見もございます。教育委員会の基本的な見解を本会議の場でご披露していただきたいと思っております。

社会教育課長 改正文化財保護法では、文化財をまちづくりの核として、地域総がかりでその継承に取り組み、計画的な保存と活用を促進することとしており、福崎町では文化財保存活用地域計画の策定を進めるとともに、大庄屋三木家住宅や旧辻川郵便局の活用にも取り組んでいるところです。ただし、文化財を地域振興、観光振興等に活用する際には、その価値が損なわれないよう適切に管理することが重要で、活用を繰り返すことにより文化財の価値が減退してしまわないよう、配慮は必要だと考えています。

小林 博議員 文化財と観光というのは、もともともう切り離せない部分もあると思うんですね。そんな面で、ぜひ町民の理解が得られるように求めていきたいと思います。今の課長さんの答え、そのままちょっと私も何かで出したいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、環境問題についてお願いをいたします。

いつも言っておる繰り返しのことですが、第1番目、不法投棄の問題であります。

高橋の件は、毎回お聞きをしておりますが、状況は一向に変わりません。この間、どのように取り組まれたのか、見通しについてお聞かせをいただきたい。法令では、法令のどこに触れておるのか、お聞かせをいただきたい。そして、そのどこの法令に触れておるとすれば、その法令では、行政はどういうことをしなければならないというふうになっておるのか、いないのか、その点についても、まとめてお答えをいただきたいと思います。

住民生活課長 高橋の件でございます。

近隣住民から、2年間の放置で雑木が伸び、害虫に悩まされているとの苦情がありましたので、管轄であります西播磨県民局に対しまして、廃棄物の排出の前に、まず雑木を除去するように指導してほしいと要請をいたしました。発生源者は10月に2回、11月に1回、現場に來まして、雑木の撤去作業を行い、合計560キロの雑木の搬出を行っております。県は、発生源者に対し、引き続き廃棄物の搬出も行っていくよう催促を継続しております。

法令でございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1号ホ、産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準に違反しております。

小林 博議員 まず、その見通しはどうなんでしょうか。

住民生活課長 次回の搬出は12月21日、22日の2日で搬出作業を行うというふうに聞いておるんですが、県も大阪の自宅のほうまで確認に行きましたところ、その資力もそうないことも確認しておりますので、一気に片づけるというのは難しいというふうには聞いております。

小林 博議員 法令では廃掃法に触れておるということですが、そこで、行政は、そんな場合、どういうふうにしなきゃならんというふうになっておるんですか。

住民生活課長 今、指導をしておるところでございますが、もしその改善命令とかを出しまして、その指導に従わない場合は、改善命令違反により告発ということになるんですが、そうしましたら、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金ということになります。

あと、告発に対する、県警から出向している職員の見立てでございますが、現在の状況は、発生源者本人からの聞き取りのみでありまして、実際、告発しても、証拠固めが難しく、嫌疑不十分で不起訴となる可能性が高いというふうなことも聞いております。

小林 博議員 町なり、県なり、行政の責任はどうなるんですかね。それを聞いている。

住民生活課長 産業廃棄物の管轄でございますが、ずっと申しておりますように、西播磨県民局の管轄でございますので、そちらのほうに処理していただくというふうに町のほうでは思っております。

小林 博議員 何回も取り上げておりますけれど、もう一番最初にしっかりとした対応がとれていれば、こんなことにはなっていなかったというわけですよ。これは県及び町行政の責任が非常に大きい事件だというふうに私は思います。こんなふうなことがそのまま見過ごされて、そして後々までずっと置いておかれるということになりますと、もう県及び町のその信頼性というのは全くなくなってしまう

うということになると思います。県及び町で代執行でもして取り除くというふうなことをやられてもよいんじゃないんですか。そして、その代金の請求はしかるべく手を打つということをやられたらいかがですか。

住民生活課長 町としましては、これ以上の責任も義務もないものと思っております。今後も県には改善、解決に向けた取組を引き続き要望していきたいというふうに考えております。

小林 博議員 町にこれ以上の責任ないなんて言えないと思いますけどね。一番初めに地元区から町に持ち込まれて、それから委員会で取り上げてというふうなことで来ておるわけですし、一番初めするときにはまだ小規模だったんです。それから後、現地で土地の所有者と、そしてその不法に持ち込んだ業者と、県、町等々と協議をして、その後、一気に持ち込まれたわけですから。増やされたわけですから。これはもう初動の問題です。町及び県の初動の問題です。そう思います。ですから、町にこれ以上は責任がないなんて、私は言えないと思いますけどね。県と町の責任ですよ、これ。県と町の責任です。何回も言いますが。ですから、それにふさわしい手を、対策を取ってください。町長も覚えておられるでしょう、最初に委員会で提起をしたとき。

町長 この産業廃棄物の、これの権限といたら、私は県にあるというふうに思っております。けれども、責任があるかないかという話になってきますと、これは私の思いであります、福崎町の中で起きている事案でありますので、このことについては、県と町と一緒に、この問題解決のために努力をしてくるかなければならないというふうに思っております。今、そういう努力をしてくるんですが、なかなかこういった事案は、一旦起こってしまいますと、その業者が資力、信用があってする業者であれば片がつくんかもしれません、なかなか資力がないという状況も分かっているというような、今、課長からの答弁でありましたが、そういったことが多くて、なかなかすぐに解決ができないという状況が今も続いているという状況であります。けれども、県と一緒に、これからもこの問題の解決のために一生懸命取り組んでいきたいと、このように思っております。

小林 博議員 告発とか、そんなことを含めてやるべきだと思います。私は、この件については、その業者が信頼の置ける業者であるかどうかというふうなことを含めて、当初から分かっていたはずだというふうに思います。したがって、土地の所有者及びその業者に対する責任を問うと同時に、ここに至らしめた県及び町、行政の責任は免れないというふうに私は思っています、政治的に。したがって、これは先ほど言いましたように、代執行でも取り除いて、そして、その後は土地を差し押さえるなりなんなり、いろんな方法を取って、損害賠償の責任を求めて、県、町でちゃんと即座にきれいにすべきだという、そんな課題だと思います。

いつの間にかずっと積まれていって、後から気がついたという問題じゃないです。一番小規模な段階で、県、町、所有者、業者、立会いの下、話し合いをして、その後、大量に持ち込まれて現在に至っておるわけですから、これはそれを止め得なかった県、町、行政の責任ですよ。繰り返して言います。即刻、解決への具体的な手立てを取ってください。今言われたような内容でやっておりますと、100年たっただけ解決しない。そのうちに形状がもう風景化してしまっていて、もうみんな物を言わなくなるだろうというふうなことを期待しておられるんでしたら、これはもう行政責任なんてないに等しい。

幾ら規制緩和だ何かいっても、やっぱりルールは必要ですよ。車がいっぱい増

えて、好き勝手にみんな走ったら交通事故が起こるから、信号も造り、交通ルールをつくるんでしょう。経済活動にも一定のルールは必要ですよ、住民の生活を守るのに。したがって、そのルールをちゃんと守ってもらう。そのために、そのルールをきちっと守らない、そのことを助長させたような行政側の責任というのは、私は大きいというふうに思っています。即刻の解決をぜひ求めておきたいと思います。

のんきなことを言ってもらって、適当に努力しています、県と努力しています、この間、業者がトラックの1台か2台出しましたぐらいな話では解決せんと思いますよ。それでいいと思いますか。

議 長 一般質問の途中ですが、休憩をしたいと思います。  
再開を13時といたします。

◇

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

◇

議 長 会議を再開いたします。

小林 博議員 いずれにしても、次の議会にはまたお尋ねをすることになると思いますが、しなくてもいいように解決をしておれば一番よいのですが、残っておれば、またお尋ねをしますので、今日と違う答えがいただきたいというふうに思います。次に、工業団地周辺の問題であります。

政治も経済も目的は民生の安定にあるというふうに私は常々思っております。生活環境は守られなければなりません。福崎工業団地周辺は、もともと住家がそこに存在し、山、田んぼがあったわけですが、その地形上、工場と住居とが入り交じっておるといふ特別の関係があるだけに、環境問題は大切にしていってほしいというふうに思っております。

常々問題となり、町当局もいろいろとご苦勞をいただいてきた課題であります。引き続き、周辺の朝夕をはじめとする交通問題、安全確保に特別な配慮を求めたいと思うのであります。よろしくお願いをしたいと思います。答弁を求めます。

住民生活課長 工業団地周辺など、通勤時間帯の安全確保につきましては、区長会要望でも上がっております。昨年度は西谷区の要望によりまして、注意喚起看板の設置を行っております。また、自治会より工業団地協議会への申入れを行った旨も聞いておりまして、通り抜け車両も減ったとは伺っております。

小林 博議員 その効果も、一定期間を過ぎると、また元に戻るといふことが繰り返されておるとお聞きをいたしますので、常に町当局としても気を配っておいてほしいというふうに思っております。

さらに、危険物の集積地帯でもあります。時々火災等の事故も起こったりもいたしますが、常にそうしたことの状況把握が必要だと思います。消防署が姫路市委託となってしまっておりますので、とりわけ町としての実態把握をしてほしいと思うのですが、どうでしょうか。

住民生活課長 中播消防署へは、危険物施設、少量危険物施設、指定可燃物施設の届出がありまして、合計で320か所あります。内訳としまして、危険物施設185、少量危険物施設120、指定可燃物施設15です。

危険物施設は許可申請と年1回の点検が必要となり、消防署の立入検査を行っております。少量危険物及び指定可燃物施設の設置についても、消防署への届出が必要で、立入検査も行っております。そちらの届出施設で事故等がありま

した場合は、町のほうへも連絡がありますので、状況把握はできているものと考えております。

小林 博議員 常に町も状況把握をされて、問題のあるときにはすぐ住民に、危険や被害を及ぼすおそれのあるときは、即座に地元区に連絡されるなど対応方も含めて、常にその状況把握と対応をお願いしておきたいと思っております。

あと、調整池をはじめ防災対策であります。あと、その周辺の緑地帯の管理にもちょっと配慮が必要ではないかというふうに思います。工業団地周辺の幹線でない通路は、非常に樹木が茂って通りにくくなっておるとい部分もありますので、その点の対策を求めておきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

地域振興課長 福崎工業団地2、企業団地3、東部工業団地3の合計八つの調整池がございます。町では年2回の法面などの草刈りと目視での危険箇所の確認、そしてオリフィスなどの施設の点検、確認も行っているところでございます。

また、緑地帯の管理につきましては、適正な維持管理がされているか、環境保全に努められているかなど、定期的にパトロールを実施しているところでございます。

小林 博議員 問題のあるときには、その責任の所在を求めて、しっかりとした対応をしてほしいというふうに思うところであります。調整池から白い水が流れておるとか、いろんな話を聞くこともありますが、当然そのときには町にも連絡があろうと思っておりますので、即刻の対応と、それから住民への回答という点でも、時間を置かないようお願いをしておきたいと思っております。

以上、こういうふうな点で、引き続き、これだけの工業団地を抱えておると、それなりに環境整備は非常に重要でございます。住民の共有財産である福崎財産区の山林等を提供して、これだけの施設を造っておるわけでありまして、その住民の環境はぜひ守ってほしいというふうに思っています。

公害防止協定は、住民参加と公開、町行政の主導権なども柱としております。この基本は大切にしていってほしいというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

住民生活課長 先ほど質問議員が言われましたとおりでございます。公害防止協定は、福崎町における公害を防止し、地域住民の健康を保護するとともに、生活環境の保全を図るため、町と企業が相協力して公害防止対策を推進するものとして協定を締結しているものでございます。町といたしましては、その姿勢を維持していくものと思っております。

小林 博議員 次に、環境問題というところで上げておるんですが、七種山周辺の安全対策についてであります。

最近、大阪、奈良、京都、滋賀、岡山等々の車ナンバーも含めて、多くの来訪者があります。そういうところですが、その道路やら遊歩道等の整備と安全対策が求められております。県道部分、町道部分あるのですが、取りあえず旧山門のところまでだけは車が安心して行けるような対応をぜひ取ってほしいと思います。狭隘やら、路肩の損傷などが放置されておるのでありますが、これらの対応を以前にも求めたのですが、県はやる気がないというふうな、そんなつれない答弁をいただいたことがあってするのでありますが、その状況は若干またひどくなっておるように思います。この点についての対応方を求めたいと思います。

それから、近畿自然歩道等、福崎町には幾つもの自然歩道がありますが、その点検と管理についても多くの方から求められておりますので、答弁を求めます。

まちづくり課長 まず、町道、県道について、答弁させていただきます。

七種山の町道は、町道七種滝線と申しますが、今年度、ちょうど七種川に架かります無名橋の補修工事を行っているなど、今後も適時、維持管理はやっていきたいというふうに考えております。

また、その町道に至るまでの県道田口福田線の部分についてですが、議員おっしゃいますように、路肩がちょっと崩壊したところなどございます。県のほうには、そういった路肩修繕を含む適切な維持管理について要望もしておりますし、今後も引き続き県に対して要望は行っていきたいというふうに考えております。

住民生活課長 自然歩道の点検と管理について、回答させていただきます。

通常でございましたら歩こう大会がありまして、自然歩道も歩いていただいておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和2年、3年は大会を中止させていただきました。ただ、大会は中止しましたが、毎年度予算計上しております自然歩道の修繕、草刈りは適宜実施をしております。また、自治会やハイカーから通報があれば、その都度、現地を確認し、対応もしております。併せまして、今年度は開催予定日でありました11月23日に自然保護審議会を開催しまして、委員全員の参加で川東コースの一部を歩いていただき、確認もしていただいたところでございます。

小林 博議員 七種山周辺の安全対策については、ぜひ急いでほしいと思いますし、狭隘な部分などの改善も、引き続き求めていってほしいというふうに思っております。

自然歩道については、道路標識とか、それから場所の説明看板とか、あれらが非常に見にくくなっておるというものもありますので、それらについても、またお金の要る話もあるでしょうけれど、対応方を求めて、来られた方々が気持ちよく、来てよかったと言えるふうにしてほしいと思います。

次の福祉対策についてに入ります。

福崎町の福祉施策について、若干最近、気になっておりますので、お尋ねをしたいと思うのであります。

これまで、本席から子どもの国保税の減免措置、あるいは補聴器の購入補助、他市町でもやっている、県内でもやっているところがあるではないかということで、その意義を訴え、取り上げてほしいと求めてきたのであります。町独自ではなかなか実施をするということにはなりません。国でやってほしいというふうに、国の施策待ちだという答弁なのであります。福祉施策については、多くの自治体が独自の施策をずっと取り組んでいっております。前にも触れましたように、老人医療費のかつての無料化も、岩手県沢内村という小さな山の中から始まったものが、全国へ広まった。子ども医療費の無料化も同様、地方が住民の生活を支えるという、そこから始まって、ずっと広がっていったという日本の政治の経過を持っております。

最近の福崎町のその答弁姿勢を見ておきますと、もう国が、国がということで、何か福崎町独自の施策はもうやらないんだという、そんなふうな姿勢と見えるわけですが、尾崎町長、これ、尾崎町長の姿勢として、どうなんですか。町長の言葉としてお答えをいただきたいと思っております。

町長 私、町長になったときにも申し上げたと思うんですが、福崎町は、町制施行以来、教育、文化、福祉を大切にしてきた町であるというふうに認識をしております。その姿勢は貫いていきたいというふうに申し上げましたし、今の私の気持ちも変わっておりません。

小林 博議員 ぜひその立場を貫いて、個々の問題にも対応してほしいというふうに思います。ここでは、さきの9月議会の決算でも監査委員の報告にもありました。福祉基

金、農業振興基金の今後の扱いについての検討が述べられておるのでありますし、そちら側の表明もあったと思うのですが、この福祉基金対応事業を具体的に一つ一つ、どのように今後されるのか、お答えをいただきたいと思います。

健康福祉課長 福祉基金につきましては、令和2年度末残高は4,573万6,000円で、例年1,000万円以上の取崩しを行っております。ですので、ここ4年、5年で基金がなくなることにはなりません。

現在、福祉基金で行っている事業につきましては、継承していきたいとは考えておりますけれども、その内容等について、再度精査、見直しも行いまして、必要な事業については、その財源も含めて検討をしていきたいなというふうには考えているところでございます。

小林 博議員 必要でない事業というふうなものもあるわけでしょうか。

健康福祉課長 その辺の、必要でないということではないんですけども、中身、内容的なものを見直すということは必要ではないかというふうには考えております。

小林 博議員 それから、財源等ということになりますと、充当率、補助率とか、そういうふうなこと、それから、該当する住民の負担、そういうものも含めて考えるという、そういう意味ですか。

健康福祉課長 今言いましたように、年間1,000万円以上の基金が必要であるというところでございますので、その町費の部分の財源ということも、主にはそういったことになってこようかなと思いますけれども、議員言われましたような負担金についても、別途その辺は、その中での検討事項にも上がってくるかなとは考えます。

小林 博議員 いつ頃までに答えを出されようとしておるのでしょうか。

健康福祉課長 まだ具体的に、1年とか2年とかというところでは決めてはおりません。

小林 博議員 社協委託事業としております給食サービス事業、あるいは見守り事業、ふくちゃん弁当、ミニデイサービス事業地区補助金、福祉基金活用事業では、福祉車両助成、これは若干さわったのかな。それから、ゆうあい訪問、福祉月間、老人日常、住宅火災と、項目がずっとたくさん書かれております。外出支援サービス事業まで含めて、こういうものが一つ一つ、この事業がもう、どれが見直しの対象なのかというふうに、私、こうして見るんですけど、どれも必要じゃないかと思うんですがね。この点の、改めてどうですか。再答弁を求めます。

健康福祉課長 今やっております事業、必要な事業ばかりということも当然あるわけなんですけども、今言いましたように、財源等の確保ということで、何をどうするのかというのがまだ全然決まっていない状況でございますので、全体的に中身も検討を再度させていただく中で、どの事業をどうするのかというのは検討していきたいというふうに思っております。

小林 博議員 私はね、これはやられている以上は、まだまだ必要な事業だというふうに思うんですね。これから高齢化社会も進行するし、子どもたちを取り巻く環境も様々、いろいろ複雑になってまいります。したがって、これらはどれ一つとして削っていい事業ではないのではないかと思います。

ちょっと時間がなくなりましたがね、私はもう常にこの町独自の施策は本当に大切だと思うのはね、こんな経験があるんですよ。福崎町に交通遺児年金というのがありますね。交通災害が問題になったとき、お父さんや親が交通事故で亡くなったとき、その子どもさんに年金を出すという制度です。私の子どもが小学校へ行っているときに、子どもの同級生のお父さんが亡くなったんですよ、事故で。それのお通夜に行ったときにね、もう奥さんの生まれた町へ子どもを連れて帰ろうかと思っているというふうな話も聞いたことがあるんですが、

それから後、ずっと何年もたって、卒業式の日に出会いまして、そのときに、小林さん、ありがとうございました。あのときに交通遺児年金というのが福崎町にあるということをお聞きをして、それで福崎町に踏みとどまって、パートに行きながら子どもを育てました。今、ようやく卒業になりました。ありがとうございましたと。僕のお金を出したわけじゃないからね、町の制度なんですよ。それほど人生の中で、小さい子どもを抱えて、親が亡くなったという、ご主人が亡くなった。そんなときにでも、福崎町の本当に単独の一つの施策があったときに、それだけでは生活できないにしても、これがあるから、ここで、福崎町で踏みとどまって頑張って生きていこうという、子どもを育てていこうという、そういう気持ちになられたわけですよ。人生最大の不幸に接したときにね、その人に生きる希望を与えられる。そんなことを福崎町の単独の福祉施策はあったわけですよ。ですから、そんな意味で、私はこの町単独の施策というのは本当に大事だなと思っておりますので、町長、心してよろしくお願いをいたします。

次、農業のほうに入ります。

農業の持つ多面的な機能については、常に認識をしておかなければなりません。農業農村活性化基金の今後については、大変気になるところであります。昨日の一般質問にもありましたけれど、これがもう来年には半分に縮小されて、そして再来年度からはもうほぼなくなってしまおうというふうな、そんな状況ですが、これらは、それこそ、必要でない事業というのはどれだけあって、どれだけが必要だということか。あと、どのようにしようとしておるのか。あるいは農協は必要に応じてその都度予算化をするというふうなことも書かれておりましたが、本当に農協はそんなことをやるのかどうか。それらについて、まず、今言いました推進協議会の事業についてお尋ねをいたします。

農林振興課長 営農対策推進協議会の事業でよろしいでしょうか。令和4年度は農協と町の補助金が各100万円と、繰越金50万円、雑収入を含めまして275万円の事業で執行する予定であります。JA主体の交流事業、それから産地育成事業は廃止します。そのほか、組織育成は押しなべて減額、特産品支援につきましては、内容を見直して、別途で農業振興費の特産品普及促進事業費のほうに移行するというふうに決めております。

令和5年度以降につきましては、まだ予算査定を受けてない状況なんですけれども、町の補助金100万円と、繰越金、雑入等で事業を継続する予定であります。農業教育対策費とか農業者育成費などは内容を見直しまして、これも農業振興費に移行する予定であります。

令和6年度は営農対策推進事業を廃止して、必要な事業は全て農業振興費に移行しようというふうに考えております。

また、協議会の存続につきましては、令和4年から5年にかけてまして、協議会の委員の意見を聞きながらというふうに考えております。

小林 博議員 農協の関係の負担は。

農林振興課長 農協ですけれども、必要な事業があれば、言っていただければ、本部のほうに持ち帰って、次年度の補助にできるかどうか、検討もしますというような力強い回答を部長のほうからも聞いておりますので、そういった施策がありましたら、農林振興課、また、そういった協議会の中で意見を言っていただければというふうに考えております。

小林 博議員 早くも令和4年度の事業計画が出されておりますが、産地育成とか、地域農業促進費というのはもうほとんど廃止、教育の関係も、体験農園でする分も半分

に減額、ジャンボタニシ対応も減額というふうにですね、ずっと出されております。もち麦の種子生産の助成等などは振興費に対応というふうなことで、一体どれだけどうなるか分からない。これらが5年度になると、もうほとんどなくなってしまうというふうなことで、この農協との話が、一方的な農協の言い分だけで、こんなふうに変えてしまうということのその意義というか、必要性がよく分かりません。その点については、ぜひ再考を求めるといってもなかなか難しい状況になっておるようではありますけれども、これはやっぱり再考を求めて、農協にもちゃんと負担をしてもらえるような、改めての話合いも含めて、事業のそれぞれの必要に応じた存続を求めたいと思うのですが、いかがでしょうか。

農林振興課長 営農対策推進協議会の中でも説明させていただきましたけれども、JAのほうからは、もう数年前から事業の見直しについて打診というのがありました。現在の生産者支援につきましては、一部の生産者に対する支援が強い傾向となりまして、多くの農協組合員に関わる事業が少なく、バランスが悪いというような指摘も過去にございました。今回、正式に減額という提案がありまして、それを受けて協議をしたわけでありまして、今後、必要な事業については、その都度、JAのほうに要望する形で、予算立てする方法で提案してくださいというようなことも聞いておりますので、同じ回答になりますけれども、農業施策の中で、こういった方法が効果的であるとか、必要であるとかというような意見を組み入れたいと思いますので、そういった協議会、農林の窓口で構いませんので、そういった意見をお待ちしておりますので、よろしくお願います。

小林 博議員 農業農村活性化基金の具体的な今後についての現在の考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

農林振興課長 農業農村活性化基金ですけれども、活性化基金の令和4年3月末現在の残額は約2,800万円の予定となっております。令和4年度ですけれども、繰入れの予定が400万円、これは担い手農家育成事業と、それから機械購入の補助等があります。令和5年度は、桜宮農の機械購入補助500万円、また、令和6年度以降につきましては、神谷営農の倉庫建設費200万円、桜宮農、同じく200万円、長野営農200万円、令和9年度以降につきましては、仮称ですけれども、山崎営農の機械購入費500万円、また、担い手の育成事業400万円、そういったものが予定されております。そこまでくると基金が枯渇するというふうに思っております。

また、大貫ハウス、残りの5棟につきましては、撤去が決まれば、活性化基金を使って工事費に充てることも考えておりましたけれども、現在のところ、事業は継続されるようなので、集落営農の立ち上げの支援として、機械購入や倉庫建設費補助に充てるのがやはり効果が高いものと判断しております。

基金がなくなった後につきましては、現在のところ、補充は考えておりません。しかしながら、基金のうち、残すべきものにつきましては、福崎町農林水産関係の補助金交付規則の中に盛り込んで、該当する事業があれば、毎年の予算の中に計上して、農業振興を図りたいというふうに考えております。

小林 博議員 具体的に、こうしたことを、それぞれの改廃を検討されるのはいつの年度になりますか。

農林振興課長 今のところ、大きな金額が出ていくのが、最終的に山崎営農が立ち上がった令和9年度頃かと思っておりますので、令和8年、9年にかけて、検討することになると考えております。

小林 博議員 それからといいますか、福祉基金にしても、これにしても、前にも言いました

けれど、利子が少なくなったのはやむを得ません。しかし、町財政全体で町の全ての事業をやっておるわけですから、利子が少なくなったというのは、起債の支払利息が減っております。前に十数年間の支払利息、一般会計で調べましたら、3億円、4億円も利息支払が減っております。それだけ町財政ではプラスになっておるんですからね、町財政でトータルして、福祉も農業施策も考えてほしいというふうに、常々といえますか、前にも訴えましたが、思っておりますので、そんな立場で、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

それから、地産地消の取組について、生産者の生産高や販売高の推移について、旬菜蔵等のものを参考に、お聞かせをいただきたいと思います。

農林振興課長 町内で作付されています水稻は、令和元年度は332ヘクタールで、農家数は703戸、令和2年は330ヘクタールで673戸、令和3年は341ヘクタールで638戸となっております。作付面積は少し増加しております。逆に農家数は減少しております。野菜につきましては、令和元年度は67ヘクタールで842戸、令和2年は66ヘクタールで842戸、令和3年は64ヘクタールで853戸となって、面積はやや減少、農家数は増加しているような傾向となっております。ところで、これらは自給的農家がほとんどと考えられるので、売上げ等については把握できておりません。

次に、旬菜蔵の動向ですけれども、平成30年は来客者29万人で、売上げが3億4,000万円、令和元年は28万人で3億5,000万円、令和2年は32万人で4億3,000万円でした。

農業者につきましては、平成30年は全体で386人中、町内が108名、令和元年は396人中、124人が町内農業者、令和2年は372人中、111人が町内農業者でありました。

町内の会員の売上高ですけれども、約8,000万円弱というふうに聞いております。令和2年につきましては、新型コロナウイルス感染症対策による影響はほとんどなく、かえって売上げは123%ということで、繁盛していたようでありませ

小林 博議員 ありがとうございます。今日の答弁を参考に、次の質問に備えたいと思いま

す。

最後の課題に入ります。安全な町づくりということで訴えております。

いつもお聞きしますが、福崎駅周辺整備の引き続く課題、県道甘地福崎線整備の進捗状況、そして、高校付近の踏切のところでは、県道甘地福崎線の北から来る車等、非常に危ないということでお聞きをしております。その周辺の駅前

技 監 私からは、県道甘地福崎線の整備についてお答えいたします。

の信号整備や、周辺のスピード規制など、周辺の安全対策を住民から求められておるのでありますが、併せて答弁を求めます。

県道甘地福崎線については、7月に契約したアパートの取壊しが11月に完了し、取組が進んでいることはご確認いただけるかとは思いますが、県からは、用地交渉の進捗次第では来年度に残りの物件の予算について配慮するというふうに言っていてお

りますので、契約が未了の用地買収、物件補償の交渉を、今、さらに強化しているところでございます。今後も早期の工事着手、完成に向け、取組を継続いたします。

住民生活課長 信号の設置につきましては、以前から答弁しておりますように、県道の幅員が狭く、現状での信号設置は困難であるということを警察から言われております。解決手段の一つとして考えておりました商店街の一方通行化でござい

また、スピード規制につきまして、前回の9月議会でも質問いただきましたので、警察と協議いたしました。通常、歩道も設置されている道路での制限速度は50キロとのことでしたが、安全面を考慮して、道路改良前の40キロのままとしているとのこと。

高校の踏切以北につきましては、まだ未整備でございますので、また警察のほうとは協議してみたいというふうには考えております。

小林 博議員 この県道甘地福崎線のアパート等を撤去された部分、あそこは対処的な整備だけでもできないでしょうか。

技 監 今、県と話しているところでは、まとまった土地ができれば、一部工事着手というふうに話をしております。あそこに大部分、広い範囲で土地の無償提供をしていただく土地がございますので、そこも含めて、ある程度一定の土地が確保できれば、工事というふうになると思っています。

小林 博議員 それがですね、一部分でもできれば、進んでいるなという印象を与えることができますので、ぜひお願いをいたします。

次に、道路、河川など、県管轄の事業については、福崎町では非常に大きな役割を持っておるとおもいます。そんな意味から、事業の進展が求められております。三木穴栗線の県道の安全対策、西谷部分ですね。それから、市川の堆積土砂の関係については質問等もありました。特に昔からの課題であります西治から高橋にかけての河川区域内の半分をも埋め立てているという、そんな状況は昔から変わっておりません。そんな状況も含めての浚渫というふうな計画が進んでおるのでしょうか。

まちづくり課長 県河川でございます市川の浚渫でございますが、先ほど来、答弁させていただいておりますように、今年度は七種川と市川の合流地点をまずやっていくというふうに聞いております。その箇所の設定につきましては、午前中の答弁でも申しましたように、県のほうで市川全体を見ながらの浚渫箇所の設定というふうになっております。

ただいま議員が言われました高橋地区、以前からあるわけですが、そちらにつきましては、現在、具体的な進捗といえますか、話は聞いておりません。ただ、2年ほど前になったと思うんですが、西谷川から市川に合流するところ、あそこは護岸の整備も兼ねまして、県のほうでふとんかごを積むといったような工事はしていただいております。

小林 博議員 大和会館の裏になるところ、東側になるところ、その南側、広大な遊水池としての機能、それから河川断面の半分近くまで埋まってしまっている状況を抜きにして、市川の安全対策と言ったって、なかなか始まらないと思うんです。あそこもよく取り上げたんですけどね、現場を歩いてね。ぜひこの面についても、課題として県に迫ってほしいというふうに思います。忘れてないですので、非常に問題です。

次に、内水対策ということで、市街化区域では農地が少なく、水路が細く、集中豪雨には耐えられません。整備も地域では困難です。都市計画上、市街化区域として宅地化するというふうに進めてきたわけですから、行政責任があると考えます。市街化区域内での雨水排水対策について、充実を考えてほしいと思いますが、いかがですか。

上下水道課長 この雨水整備事業につきましては、現在、市街化区域からの雨水排水を受け持つ幹線水路から取り組んでいる最中でありまして。福崎町では、平成22年3月に見直しました雨水排水計画の中で、水路の断面が7年確率の雨量でももたない箇所に対しまして、流量計算に基づき整備の重要度を判断して、改修を進め

ております。また、生命や家屋に危険を感じられるような箇所は改修を行っているところでございます。

小林 博議員 いやいや、これまでの経過を聞いてみると違ってですね、これからのことを言っておるのであって、今言いましたように、市街化区域になって、固定資産税もたくさん払いよるといふふうに町民は思っているわけです。そんなふうにしておいてですね、そうして後、消防車も入りにくいわ、水路も壊れたままだということでは困りますので、市街化区域として設定した以上、それにふさわしい住環境の整備をしてほしいという、そういう課題であります。これまでのことを聞いておるんじゃないやありません。答弁を求めます。

上下水道課長 家屋の倒壊とか、人命に関わる災害については、行政においては早急に対策しなければならないというふうに思っております。しかしながら、この内水対策は住民の協力なしでは対策が講じられないというふうに考えております。行政といたしましては、ハード面の対策といたしまして、下水道の事業計画において、市街化区域の整備を進めているところであります。集落の細い水路は少なくなってきたとはいえ、作物のかんがいや生物の生息の場、暮らしの潤いなど、いろいろな機能を有しております、集落の皆様におきまして維持管理を行っていただいているところです。こういった水路の改修については、町単独土地改良事業などで、行政としての役割を果たしていきたいというふうに考えております。

小林 博議員 何でもやる気で考えるのと、断る気で考えるのと、理屈の立て方が違うものかどうかというところは前も言いましたけど、もう一回、また次のときに言います。

最後に、太陽光発電についてであります。

地球温暖化対策として、再生可能エネルギーというのは非常に重要視され、太陽光発電についても、さらに進められてくると思います。ところが、ご承知のように、大規模なものは非常に問題が多く発生をしております。外資など投機目的の資金の流入、それから地域外の様々な業者が絡んで、あちこちで災害やいろんな問題を起こしておるのであります。

そこで、全国の地方議会では自治体独自の条例を持つところも広がっております。したがって、福崎町でも、そういう自治体独自の条例を持つべきではないかというふうに思っております。現行の開発要綱の1, 000平方メートル以上というだけでは対応し切れない、太陽光発電なり、自然エネルギーに関するこの施設をどう管理するかという、その関係での条例制定に向けて、研究をしてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

まちづくり課長 議員ご指摘のとおり、福崎町では、先ほど言われましたように、福崎町開発事業等調整条例、こちらで1, 000平米を超える太陽光発電の施設に関しては開発事業として定め、その中で、環境や防災への配慮に対しての規定がございます。また、開発事業等の協定も締結することになっており、その中で、業者は適切な維持管理を行う旨も規定はされております。ただ、それが全て網羅しているかということ、そうっていないところもありますので、これも先日の竹本議員の質問とも重なることになるんですが、近隣の市町などとの調整を図りながら、先進事例などは調査して対策につなげていきたいと思っております。

小林 博議員 ありがとうございます。

議長 ただいま一般質問の時間の期限が参りましたので、以上で、小林議員の一般質問を終わります。

本日の一般質問は、これにて終了いたします。

以上で、本会議4日目の日程は全て終了いたしました。

次の定例会 5 日目は、明日、12月17日金曜日、午前9時30分から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 1時43分